

88

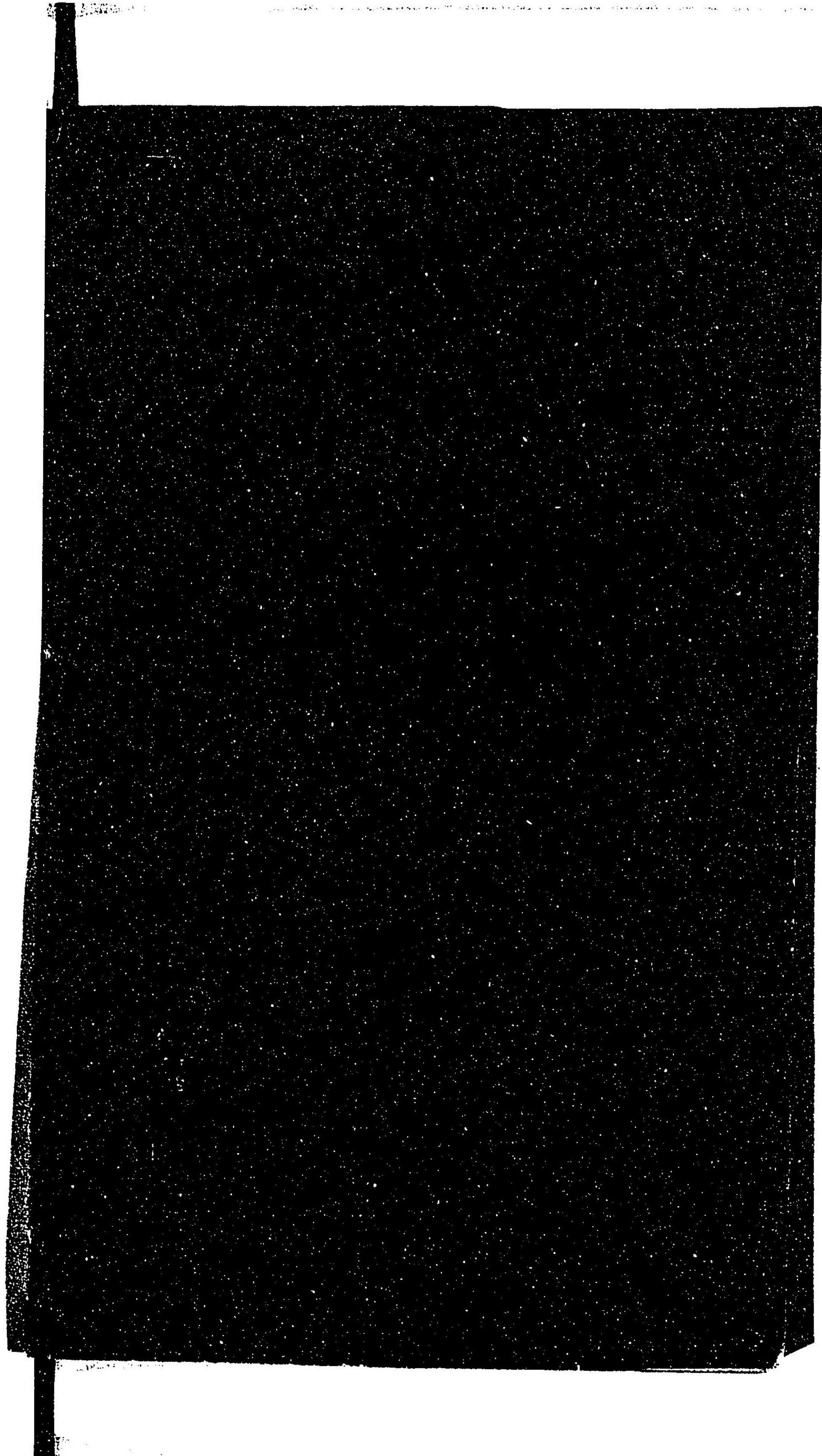
308

樺太廳官平岡定太郎君題字
目白僧園雲照大和尚題字
商業會議所會頭岡本忠藏君序文

井原辰五郎編纂

實樺太案内

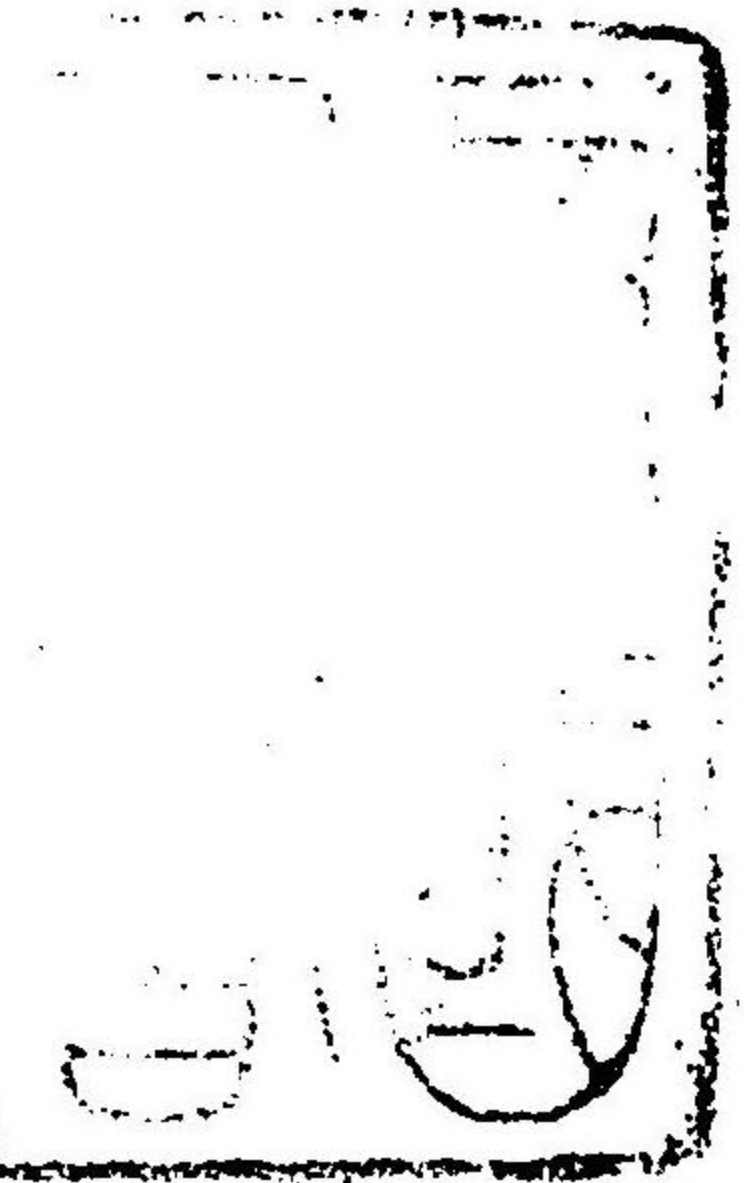
函館 小島大盛堂發兌



88-30

要

得



力
一
主



其



一切女人是我母

一切男子是我父



序



序

樺太南半の我領有に歸するや其の期は新なれども其の命や舊るし、我志士は幾多の辛酸苦楚を嘗めて探險開發の先鞭を著け寶庫の鎖鑰我に納めて動かざりしに一朝四圍の事情止むなく交換の條約を締結したりしも魚鹽の利源は依然として邦人の手裡に歸したりしを露國狙折衝の外に求めんとするに際し端なくも日露の國交東亞大陸に斷絶し兵火の間に相見ゆ堪へざる所なり、爾來我政府は獎勵して樺太の開拓移住に力め大に舊來の面目を一新したれども未だ廣漠なる沃野、豐原なる山海の遠利邦人の手足を伸ばすべき餘地少なからず、然れども土地北陸に偏在して邦人の本島事情を知悉せざるもの比々皆然り識者亦奮を著はして本島を紹介するものなきにあらざれど或は繁に失せざれば簡に失し能く其要緊を得たるもの鮮なし、井原君茲に見る所ありて多年實地を踏査したる經驗に基き漁業者及炭礦業者の樺太案内を編し來り之れを予に示す其内容繁簡の宜きを得全般の事情を網羅して遠す所なし此書刊行さるゝに至らば樺太に志を抱くもの暗夜に燈を得たるが如きの感あらんか、聊が予が意を得たる所を述べて以て序に代ふ

明治四十二年三月

國館商業會議所

會頭 岡本忠藏

自序

帝國の曩に臺灣を領し近く樺太南半を收めて長く南北に直走するは東亞大陸の障壁をなすと共に之が利源開發の先驅者たるを自覺せざるべからず樺太の既に我有に歸するや正に五閱年舊時の面目を一新せりと雖も漁業の外は未だ見るに足るべき者なく廣漠たる沃野豊饒なる林産礦業等不盡の富源を藏すれども而かも世人の多くは樺太の事情を知らざるを以て志ある者も空しく其敏腕驥足を伸ばすに由なしとせず予等深く之を憾みとして此の編著ある所以なり庶幾は最近樺太事情を紹介するを得て各種事業の經營施設に資する處あらば以て微衷を達するを得ん文辭意を盡さしりし所は讀者請諒焉

明治四十二年三月

編者識

凡例

- 一 本書は樺太一般の事情を知悉せしむるに在るを以て地理人事に涉りて其材料を精選し繁簡中庸を取りて編纂せり
- 一 本書は樺太富源開發の案内者たらんと期するを以て漁業は勿論將來の農牧林礦等に就きて特に力を加へ正確なる調査を基本として未解の本島を世間に紹介すること決して他の編者に劣らざるを確信す
- 一 沿革現況等は實地を踏査し又は漁業家に就いて見聞したる事實に依り其他政府の調査報告書地學協會、東亞同文會等の調査に成れる材料を引用したり最近統計狀況等は聊か誇とすべし
- 一 新舊地名は之を併記して誤らざらしめんことを努めたれども新舊一方のみを記したる所も相對照せられんことを乞ふ

一 粗漏遺算なきを保せず再版の時に校訂すべし

編者識

實用樺太案内

目次

第一章 位置及地勢……………一

樺太の四境 …… 面積及島湖

地勢及沿岸 …… 山地及河流

第二章 沿革の概要……………一六

樺太の名稱 …… 我國の探險

外國の探險 …… 松前家の統治

幕府の直轄 …… 附露人暴行の顛末

樺太千島の交換 …… 露國の統治

日本の再統治

第三章

海温と氣温

四三

暖流

寒流

海水

流水

氣温

霜雪

濃霧

第四章

樺太の市邑

五八

其一大泊支廳管内

大泊 海豹島

管内の村落

其二豊原支廳管内

豊原 落合

シスカ 管内の村落

其三真岡支廳管内

真岡 海馬島

管内の村落

其四露領の市街

アレキサンドル府

ルイコツ府 ビレオ港

第五章

住民と營業

八二

日本人の現状

外國人の現状

土人の現状

犬の使用法

馴鹿の使用法

諸營業狀況

物價と賃銀

第六章

教育と衛生

一〇六

露國時代

我國の教育

土人教育

衛生一斑

樺太の醫師

附樺太の宗教

第七章

樺太の交通

一二〇

鐵道……乘車賃及運賃……發着時間表

道路……六幹線……驛遞及車馬賃宿料……里程表

航路……函館真岡の航路……沿岸各地の航路里數及賃錢

通信……郵便……電信電話

第八章

樺太の漁業

一五三

邦人出漁の沿革

領有後の漁業

鯨漁業

鱈鮭漁業

鱈漁業

昆布採集業

漁業組合

土人漁場

將來の漁業 トロール漁業

第九章

樺太の農業

一九九

目次

目次

露國時代

農業の現況

作物の種類

開墾及耕作

新殖民地

模範農民

第十章

牧畜と禽獸

二二三

牧畜の沿革

牧畜の現況

種畜場

民有牧場

他の鳥獸

第十一章

樺太の森林

二三四

森林の豊富

南部森林の現況

北部森林の現況

伐採及利用

第十二章

樺太の礦物

二四五

石炭 内淵炭田

幌内炭田

ナヤシ炭田

他炭との比較

骸炭製造試験

採炭の現況

炭礦の開放

砂金 石材

第十三章

樺太の商工業

二六五

樺太の商業

工業

金融機關

第十四章

移住民心得

二七二

移住手續

移住者資格

移住期節

移住民保護

移住費

衣食住

旅行案内

目次終

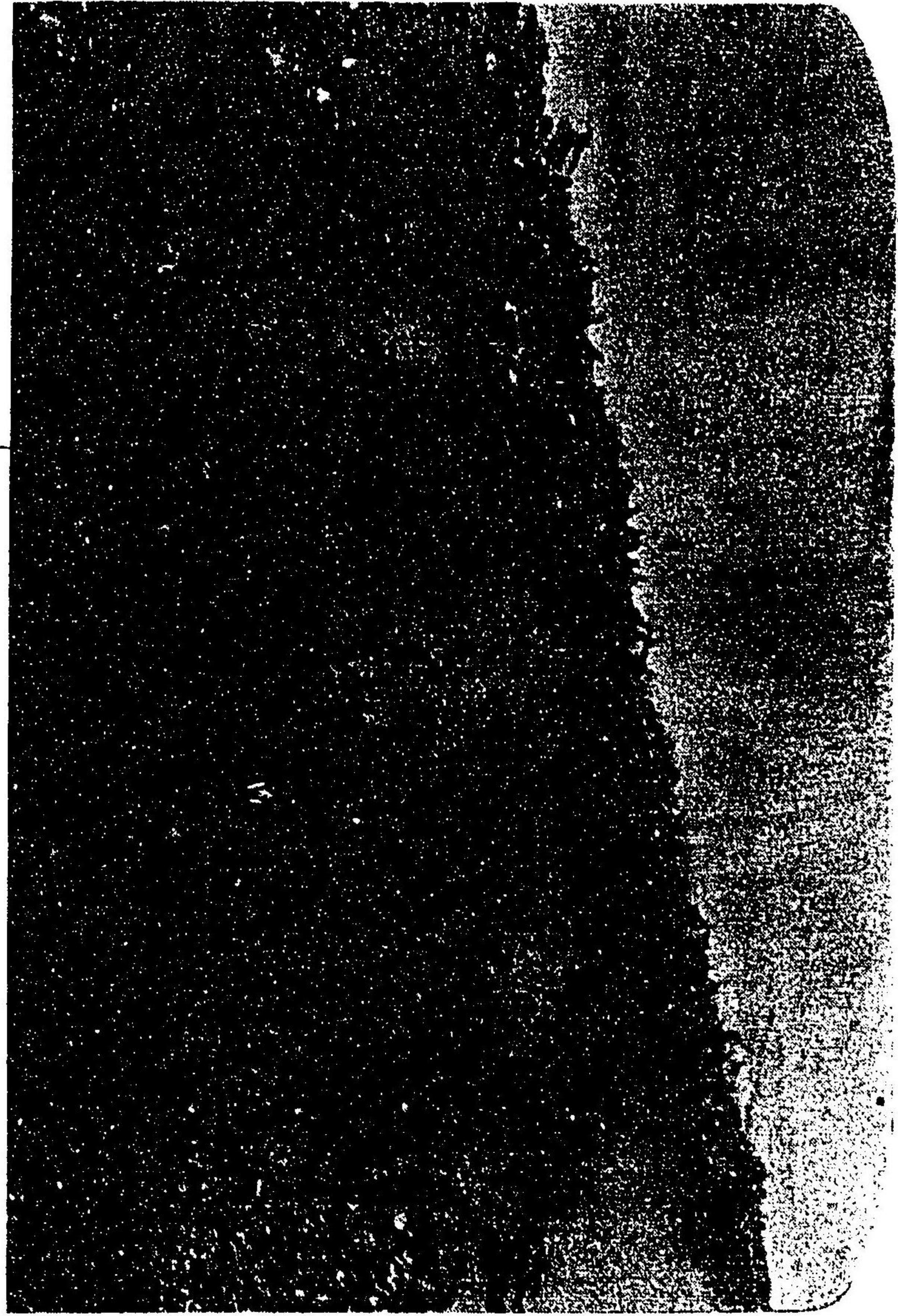
輪奐を極めし樺太廳の光景位置は豊原にあり。

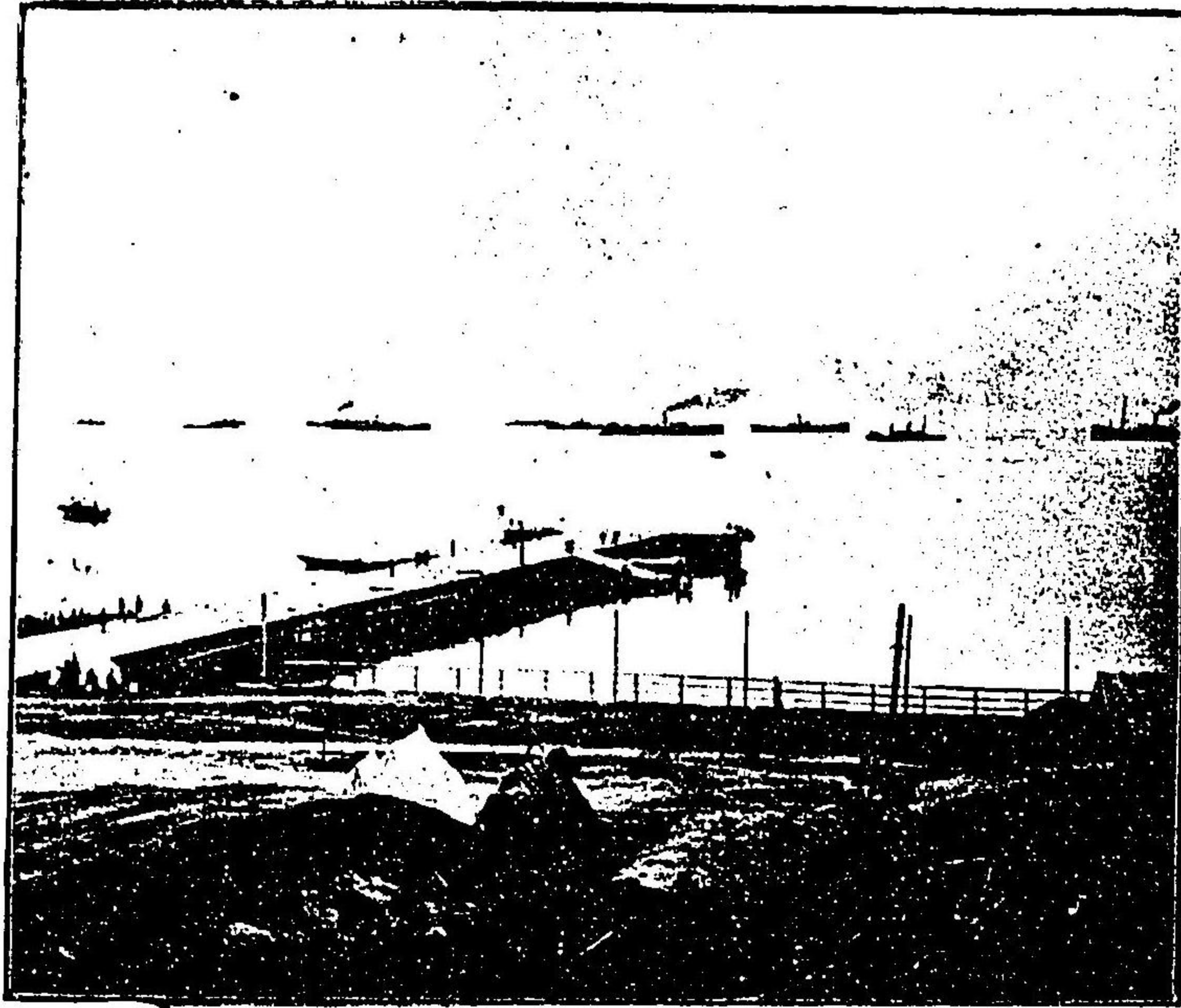


東海岸數香に於けるアイヌ種族及び兒童を遊ばしむる和氣瀟々たるの眞景。



有名なる海狗島にして露國時代には之れを獲るに老朽狗を鉄を川を平接せし
爲り透るともなく陸上に遊が居るの光景。





古鎮の風景にして観望真に迫れり。
帝國軍艦日進、春日



夏季に於ける樺太の蚊虻とは有名なるものにて此圖は
即ち順鹿(トナカイ)は蚊の襲來を恐れて山中より海岸
に出て、遊ぶの實況。

占領當時に於けるコルサコフ市街の真景。



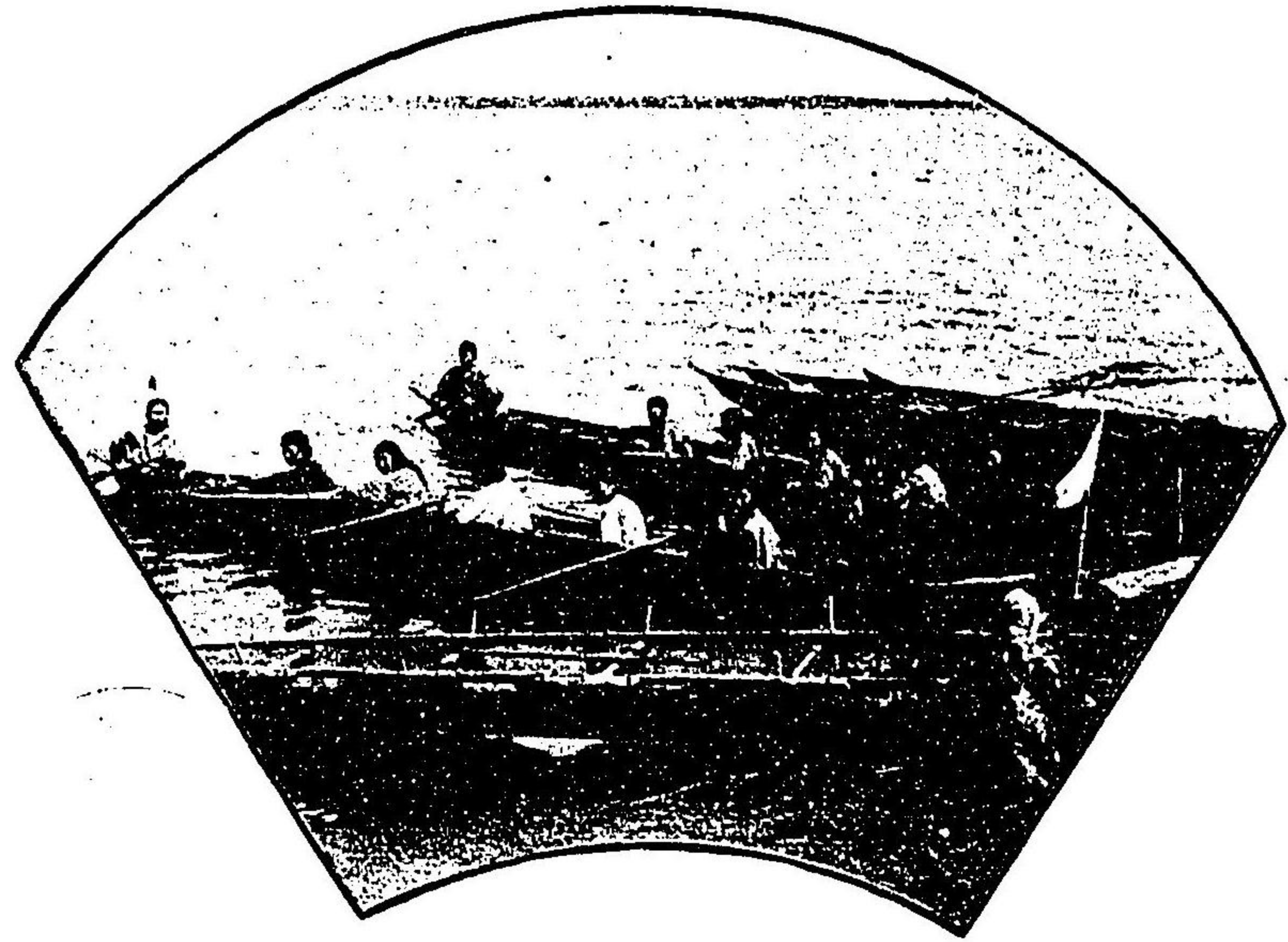
占領當時の大泊日本町（第一回自由渡航許可當時）の
實況なり。



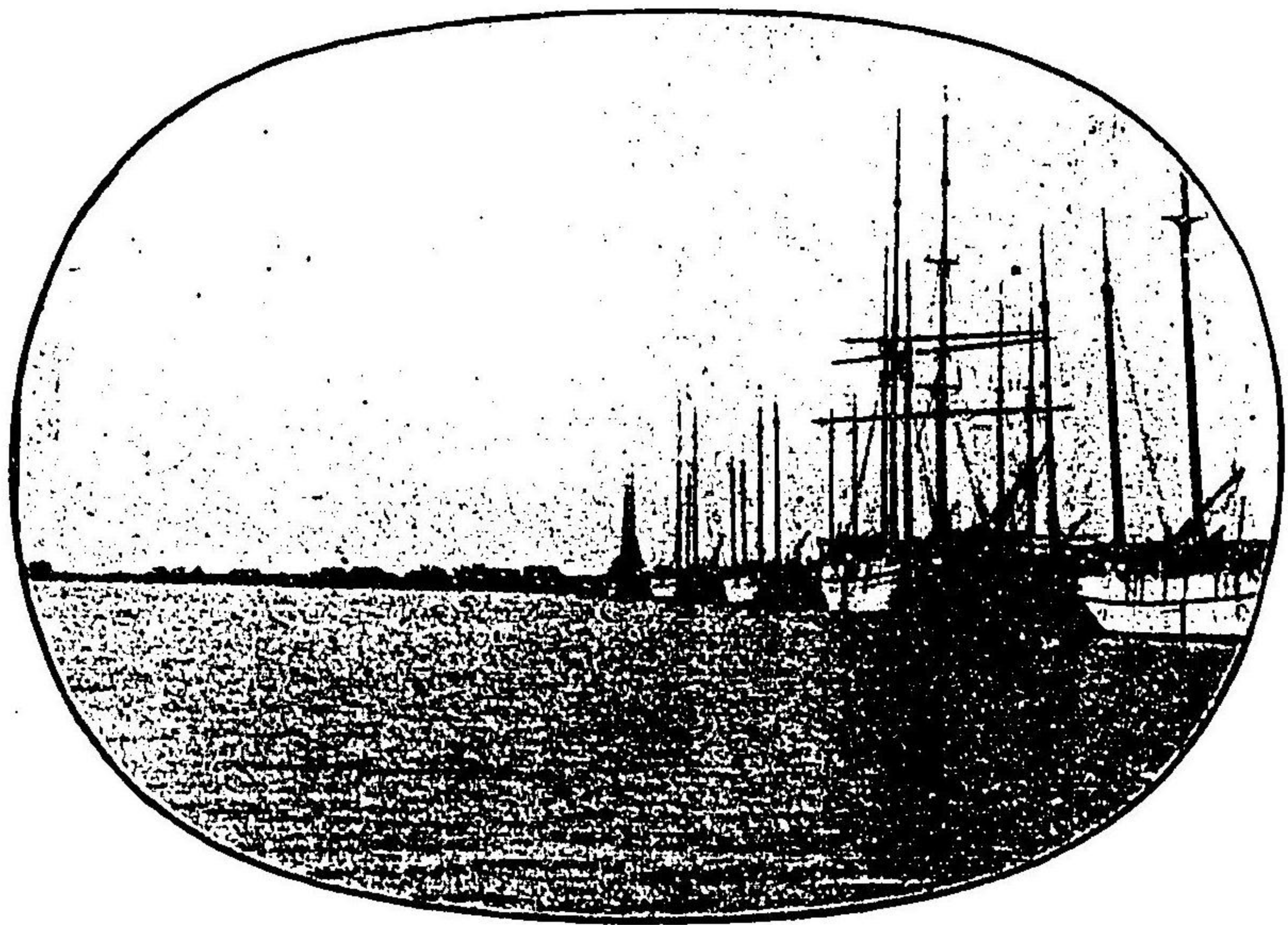
樺太に於ける元露國寺院の鐘にして占領當時我軍隊の獲得せるもの(時價參萬圓と稱す)目下大泊西本願寺別院に下附せられあり。



有名なる東海岸ポロナイ河に於けるギリヤーク、ガロ
チヨン種族の乗用せる丸木舟。



ポロナイ河に於ける我が貨物運送帆船の碇泊せる光景。





土人婦女の風俗にて樺太に於ける
アイヌ婦女の常態は一般之れと同
様なり。



ボロナイ河附近に住居の
アイヌ、ニクアンカロチ
ヨシ種族が網を張りて漁
獲せる實景。



樺太土人の兒童が夏季遊旁々魚を
獲り運ぶの光景。

海岸に於て練粕を乾燥せる光景にて白く見ゆるは練粕を蓮の上に並べしものなり。



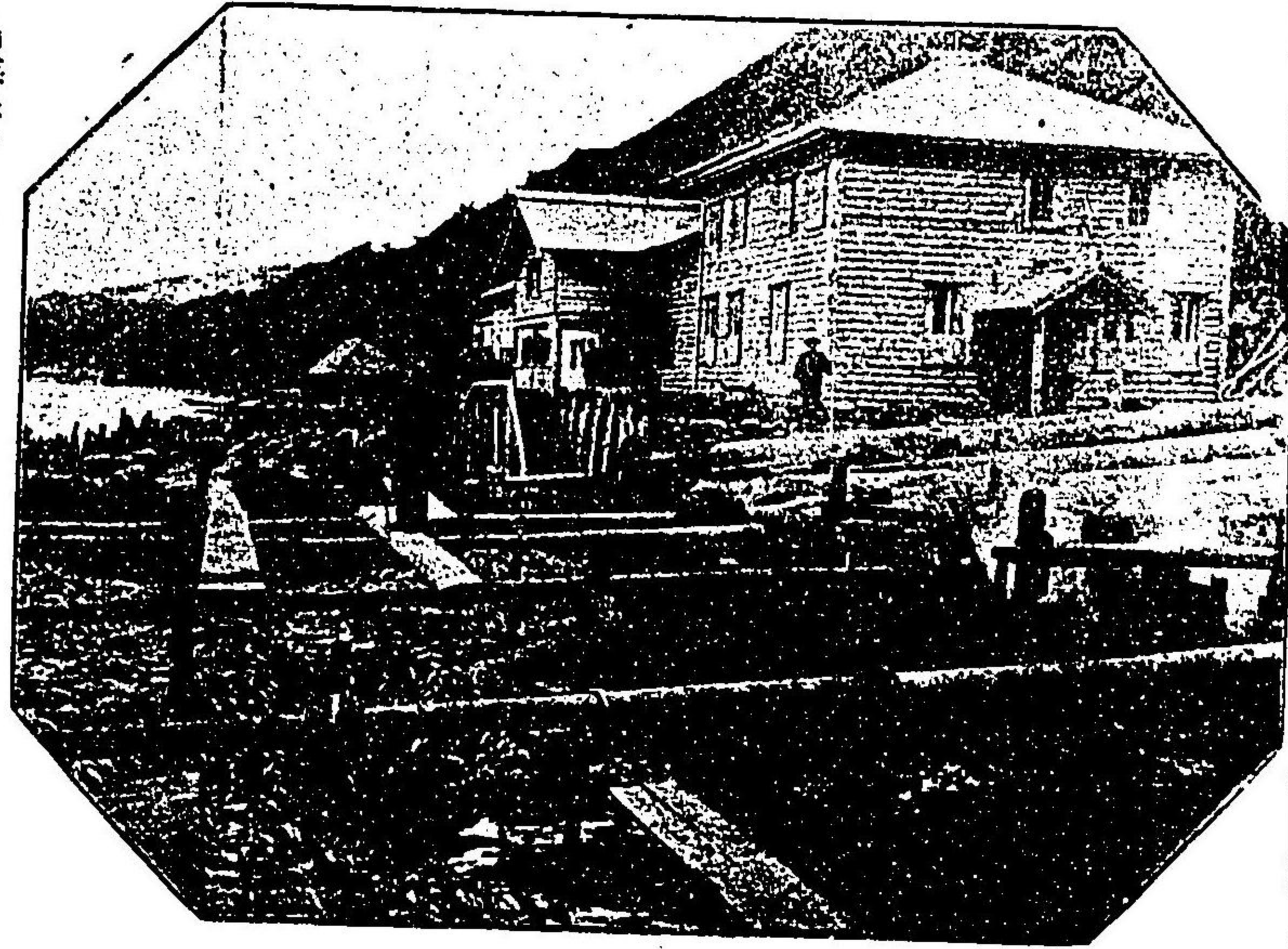
海岸より約五六十間離れたる山上の乾燥場にして、一個の練玉粕を二ツになして脊負上げ、乾燥に着手する光景なり。





菅原小杉氏の經營せる樺太西海岸アラコイ流場の全景にして此流場は餘揚として一萬七千餘圓を以て高嶺を以て存せし有名ものなり、此圖は餘揚を盛んに流獲せる所の傍らより乾燥せる光景を撮影せしものなり。

西海岸クワマナイボは有名なる鯨漁場にて飯田喜太郎氏の所有なり、家屋は漁舎にして下に横木の見ゆるは俗に云ふ「ナツボ」なり、今盛んに鯨を運び入れたる處の光景。



西海岸クワマナイボ飯田氏の漁場より遙かに副網を望むと共に副網場よりアラコイの時を望むの實景にして海上點々として見ゆるはボツケ船なり、夏季朝暎の如きは言語に盡し難き風光あり。



樺太案内



第一圖

位置及地勢

樺太の四境 我が北海道宗谷岬を近く隔て、細長なる乾魚の如く
 浴海洲の東岸に沿うて北に延長せるものを樺太島となす、島の東端
 は東經百四十四度四十分なるテルペニア半島の北知床岬(シンノシレ
 岬)又はナルペニア岬に起りて渺茫たるオホーツク海に面し西は
 東經百四十度二十八分なるラフ岬に盡き間宮海峡又は韃靼海峡を僅
 に四哩隔て、露領沿海洲に薄り、南は宗谷岬と三十哩を去れる北緯
 四十五度五十四分なる西能登呂岬(ノトロ岬)一名クリリオン岬又は近
 藤岬より北は北緯五十四度二十分なるエリザベス岬に延び、其幅最
 も廣く處て於て四十哩を過ぎざるに長さは實に二百五十里餘に及び

樺太の四境

て我が北海道と共に北部亞細亞の防波堤を爲す者の如し
面積及島湖 地形は長狹にして幅員最も廣きは幌内河口附近にし
て四十餘里に達すべく最も狹きは久春内の地峽部にして七里に過ぎ
ず、面積は約六萬六千方露里我が四千八百三十八方里なれば我北海
道よりは少しく小なれども四國九州を合したる者に比すれば稍々大
なり、其中我が領土に屬するは南北百二十里にして廣袤二千三百四
十餘方里あり九州よりは稍々小なれども臺灣より少しく大なり
湖の最も大なるものは幌内河口より北東二十露里の處にあるタライ
カ湖にして面積八十五方露里、之に次ぐものは南部地方にあるトン
ナイチャ湖にして面積七十五方露里あり、共に海岸に在りて海と連
り鹹水を湛ふ其他沼湖各所に散在して何れも水族殊に鮭鱈等の蕃殖
所として最も要用視せらる島嶼は東海岸テルペーニエ灣にあるチユ
レニ島(通稱 ロッペン島)と西海岸真岡の南西に在るマネロン島(通稱海

馬島の二を最も大なりとす、前者は周回一露里にして臘臍の棲息
地として名あり、後者は海草、鳥卵、鳥糞、海鼠の生産地として有
名なり

地勢及沿岸 島の南端は亞庭灣を擁して能登呂、知床の二岬南方
に突出し宗谷海峽を隔て、我が北海道の北見と相望み此二岬の北方
陸地に接合する處は幅員頗る廣く北に進むに従つて漸く狹窄しマヌ
イ及びクシエンナイ間は島中最も狹小にして是より北行するに従ひ
又漸く廣濶となる、東海岸は北緯四十九度以北は東經百四十四度以
西に於て半圓形をなしてテルペーニエ灣をなせり此附近は島の中央
部に位し且つ島中最も幅員大なりテルペーニエ灣より以北は屈曲少
なく西北に走りてヌイ灣及びナビリ灣あり北緯二十五度以北は更ら
に狹細にして尖端はエリザウエータ岬となりて遂に陸地の盡頭をな
せり要するに地勢一帯に單調にして一丘一溪相連続し内地は平頂な

る山脈の相断續するを見るのみ、今其沿岸線を一瞥せんに
 西海岸は南端能登呂岬より北端國境まで百数十里間殆ど子午線と
 平行して直走し處々に緩徐なる波状の曲線を書き漁舟の出入に便な
 る小港あれども岬角の著しき者なく又深く灣入する地點なきに依り
 夏季東風多く海波靜穩なる時期には多大の不便なきも晩秋より翌春
 まで大陸より直進する西風激浪を揚ぐるに方りては之れを避くるに
 足るべき港灣なく運輸交通上頗る困難を極む是れ實に本島の一大缺
 點にして利源開發上の大障害なりとす、南端の能登呂岬より西岸土
 金保岬に至る約二十三里の海岸は山脚海に迫りて平地少く岩礁羅
 列し加ふるに潮流常に急激にして漁舟の寄泊困難なるのみならず又
 岬角の以て風濤を遮るものなきが故に漁業上頗る不便の地なり、土
 金保岬よりチイカイ岬に至る約三十里の間と能登呂岬附近約五里の
 平地を除けば沿海の地形總て階段狀をなして漁業上利便少からず

沿岸多くは數十尺の断崖にて人道の通せざる所あり只僅に溪流の海
 に注ぐ處に小灣及小平地ありて漁舎を設け魚乾場を開くべし就中ト
 マリフロ最も形勝の地を占め久春何以北モエビシ川に至る五里の間
 は前者と同地形にして來知志加湖附近は屈曲なき平砂約十里に連な
 り是より以北火山數坐相登え其裾野の海に達する處はウシヨロ岬と
 なりて西海岸第一の良灣ウシヨロを擁す是より國境まで四十餘里は
 屈曲乏しく断崖の海に臨む所多しとす
 亞庭沿岸 能登呂岬よりルータカ河口附近に至る三十里間は山脈南
 北に連亘し近く海に臨む所數十尺の絶壁を成すもの多く其間幾條の
 河流注げども船舶を入るゝに足るもの一もあらず、只僅にチンヤ
 岬其南方に突出してモロジ一灣をなし北西風を避くる便あるを以て
 秋冬の候船舶の避難する者多し然れども南東風吹き荒めば沿岸に繫
 船の港更らになし、又留多加河口附近は西風を避け得べしと雖も海

地勢及沿岸

地勢及沿岸

水淺くして陸上との連絡不便なり只海底の地質鑛地に適するとコル
 サコフに近接するとの故を以て秋冬西風強烈なる時は漁船の好避難
 地たるべく灣の中央に對島(コンヅマ)岬斗出し是より海岸直ちに北走
 し其西方一帶千歲灣(ロッセイ入江)をなせり、對島岬の陰には大泊(ボ
 ロアントマリ)及びコルサコフ(クシユンコタン)の兩鑛地あり、其位置
 中央凹地帯の關門に方り全く東風を避け得べきを以て本島首要の鑛
 地あり只西風若くは北西風起れば港内波濤高く船舶の往來を妨ぐる
 も大船の繫留に堪へざるが如き事絶えて稀なり
 鈴谷河口の南トレチャバーチより池邊嶺に至る約十二里間は西海岸
 中部に於けるが如く沿岸多くは階段狀を成し平磯多く後方段丘をな
 して漁利に便なり、池邊嶺より東方數里の平沙を過ぎてナイランナ
 イ川以南に至れば地形漸く峻しく白岩岬(ムラモルヌイ岬)より知床附
 近に至る間は沿岸平地なく數十百尺の絶壁直立し、奇觀を呈すれど

も遠淵湖口の小船を容るゝに足るものあるの外知床迄は一の港灣な
 し
 東海岸 我が領土は全長二百里餘にして其間にトニ岬(トニシノシ
 ト)岬あり南端知床岬より北方二十餘里の間はメナベツ岬の東方に
 向つて斗出せる外沿岸著しき屈曲なく、トニ岬の西に至つて急に
 折れて西に向ひ是れより北に進むに従ひ地形益々西に偏し本島の最
 狭部眞縫附近に至り少しく東に偏よりて北走し之れが爲め沿岸線恰
 も弓狀を爲し名寄附近に至れば急に灣曲して東に走り一轉して南東
 に延びシンノシレト岬となり以て全名の灣を成せり、岬を過ぎて
 北西に向へば屈曲少なき沿岸をして遂に國境に達せしむ
 シレト岬よりトニ岬に至る間は數十百尺の絶壁か然らざれば段
 丘直ちに海に頻し地勢の少しく平坦なる處に於てすら僅に人の通路
 あるに過ぎずトニ岬の陰にあるモルドウイノワ(アイロツツ)灣は水

深く能く南風東風を防ぎ東海岸中最良の港灣たるのみならず實に本島中の良港たり只北方開くるを以て北風を避くるを得ずと雖も夏季は北東風の吹くこと稀なれば良港たるを失はず岬角附近は暗礁羅列して鯨の放卵場に適す
 アイロツプ以北多來加(テルペニヤ)灣に至る間は多くは低平にして沿岸屈曲少なくヲチヨボツカ河口附近僅に西北風を避くべくドブキト附近の南東風を凌ぐを得るのみ、チーレの沿海は暗礁斗出し礁の内側は波靜にして五百噸以下の小汽船を繋ぐべし、多來加(テルペニヤ)灣に入れば北東より南東に至る風は灣の西側名寄地方に避くるを得べきも灣内廣きに失して風向の變更に従ひ一々錨地を轉せざるべからず殊に夏季南風の強き時は遠くアイロツプに避けざるを得ず然れども灣内に注げるボロナイ河は本島最大の河川にして水量多く流域廣く満潮には百噸内外の帆船自由に河口を溯りて安全に碇泊し得べし

沿岸の地勢はトシナイチャ附近數里の間は低平なる砂濱にしてヲチヨボツカ以北十餘里間は往々絶壁海に峙つる溪流の注ぐ所は小平地をなす、北進して榮濱に至れば平野遠く連り内淵川其中央を流る又シララカに至るまで十數里間は海岸凡て平沙にしてシララカの北ワ
 一ノに至れば地勢俄に一變し山嶽海岸に屹立し絶壁數里に涉り海中には又岩礁多し故に人馬を通じ難く只二三溪流の注ぐ處に小平地あるのみ、マグンコタン川の北一里餘にして地勢漸く平夷となり海岸の通行容易なり進んで多來加(七郎)灣一名テルペニヤ灣頭に至れば平砂十數里一大灣曲をなすノコロ川以東に至れば海岸十數尺の絶壁を成す處少からずと雖も丘陵高からざるを以て南部シレントコ地方の如き不便なし、シレントコ岬を回れば岬端附近は海岸絶壁の時つ所少からずと雖も北に進むと十餘里にして漸低平の砂濱となるが如し

山地及河流 本島の地川を案するに一條の大山脈能登呂半島の南

端より起りてエリザベス岬に連亘し東はテルペルニヤ半島より起りて北方ツイミ河口に至りて海に没し其兩山脈間に大凹地を成してツイミ川幌内川等の流域となり以て本島主要の平原を構成せり今其山脈及び流域を略説せんに

西樺太山脈 本島中西方に偏在して幾多の連亘せる山岳あり高度他に優りて本島の脊梁を爲す、其方向南川に延び各頂點殆ど大差なく幾條の深谷之れを噛みて東西に奔れるを以て斷續常なく五十度以南に於ては最高峯アンパーマイト峰(ニンググツヌブリ)となり海拔四千餘尺に達し遠く中央凹地より遠望し得べし、緯度四十八度以南に至るや漸やく高度を減じ久春内、真縫の地峽部に至りて最も低く更らに再び高起して野田寒岳(スパンベルグ)、留多加岳、イチャラ山等の火山性の高峰此の間に發ふ、本山脈は南方能登呂半島に於ては殆ど中

央に介在して其脊梁をなし更らに北上して鈴谷山脈と並行するに至るや其主脈西偏するを以て東側には内淵、留多加の二大川あるも西方斜面に至りては殆ど水流の見るに足るべきものなし

東北山脈 多來加灣頭柏濱(又ドブキ)に至る間陷没して海洋をなせるを以て南北兩地に區分せらる即ち北地は奇峯重疊せる東北山脈となり五十度線附近に至りて幅最も廣く海拔二千尺に達するチアラ山となり南西は多來加湖に於て斷絶し南東シンノシントコ半島となり船越に至りて高度最も低く且地形甚だ狭く其幅半里に過ぎず且其間に湖沼を狭む、船越以南は再び一條の低丘を起し尖端岐れて兩岬となり海に没し其脈波上に隱見して海豹島に達す

南方には海拔二千五百尺の鈴谷山を擁する鈴谷山脈を脊梁となし南は久春古丹(コルサコ)高原となり南東は富内、池邊嶺等の湖沼を湛えたるムラブ、フスグ低地に至り更らにシントコ半島を屈起しト

一ノアニツ山脈となり海拔千五尺に達し尖端中知床岬に終る、本山脈は分水嶺東海岸に偏在し山岳海に迫りて峭壁をなし怒濤岸を咬み殆ど平地を見ず故に此の地方に於けるオホーツク海斜面の諸川は皆河身短小にして急流なるも西方斜面の河流は之れに反し丘陵性の山地を過ぎて平原に連なるを以て河流の數多く且大に發達せり

中央窪地 北方國境より南方亞庭一名伏見灣に達する中間低地なり即ち東部山地の多來加灣に以て中絶するや幌内河口附近より南方アイ川附近に至る迄海面以下に没せる爲め東北山脈に於けるが如く分れて南北の二部となる、北中央窪地はツイミ及び幌内兩川の流域にして其長さ約七十餘里、此中我が領土即ち五十度線以内に於ける部分は長さ二十八里幅五里乃至八里餘なり大部は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして五六尺乃至十數尺の泥炭上に主としてミツゴケ、スギゴケ等密生し恰も海面を踏むが如く矮小なる畸形の落葉

松點々疎生せる平地なり地下數尺に達すれば夏季尙凍結し水少なき所はインツツジ、ガンコーラン等生じ所々に偃松の匍匐せるあり又往々落葉松を見る該樹は其成長極めて遅く數十年を経るも其直徑寸餘に達せず、所々有機物を含める赤褐色の惡水溜れる所多く爲めに本地方の大動脈たる幌内河水をして褐色ならしむ、河岸に近き所のみは排水宜しきが爲め密林多く柳、白楊樹、樅松、蝦夷松等叢生し或段丘の乾燥せる部分にては往々白樺の樹林を見る斯の如く幌内平野は寂漠荒茫たる濕地なりと雖も其地方に住するチロチヨン、ギリヤーク人等に對しては無二の馴鹿放牧地として最も要なりとす

南方窪地はアイ川附近より鈴谷河口附近に至る約二十五里に亘れる平野にして北方窪地の如く泥炭の厚層なく海岸附近には往々低濕の谷地あれども多くは土地肥沃にして農牧に適す其最も良好なる部分は露人既に之れを開墾し數多の農村點在せり本島中河の最も大なる

山地及河川

ものはツイミ河にして其長九十餘里あり源は幌内河と同方面に發すれども方向は全く反對にて南より北に流れてヌイ灣に注ぐ此河より北方は東海岸に湖澤多く皆オホーツク海に瀕せり

幌内河は長さ七八十里あり北緯五十度四十一分の處より南に流れてナルベニア灣に注ぐ河口の幅は二百サージエン(一サージエンは我が七尺四分)水深一尋乃至一尋半に達し漁船の碇泊に便なり、上流は數多の流木堆積して交通上の支障少なからざりしが明治四十年夏季境界劃定委員に依りて爆破せられたれば獨木船に乗りて國境に達するを得べし、河床は砂礫少くなく河岸は大低斷崖をなし上流地方に至れば殊に甚しくムイカの下方に於ては火山岩の大露出百尺の懸崖をなす、支流の重なるものは古岸に多く左岸にては國境附近に於けるムイギ川の外何れもツンドラより出づる赤褐色の小水流あるのみ、ムイギ川は東北山脈の中央部より發しフッド山(ヘッド山)の北麓を過ぎ

山地及河川

北西流して本流に注ぐ、本流の右岸にはシスカ、シヨツドイ、ホホイ、チエルンガイ、アトンガイ、ケトンガイ、ハンダサ等の支流ありて就中シスカ川は約二日間逆航し得べし、

留多加川は其大さ幌内川に次ぎ留多加山の南麓に發源し延長五十里弱にして數多の支流を合せ鈴谷平原を潤はし亞庭灣北なる千歲灣(一名ロセメイ入江)に注ぐ數里の間舟行すべく河口は幅三百尺深さ八尺に達す

内淵川は源を野田寒岳の北方に發し其東麓を南東流し數多の支流を合せ東流して落合ガルキノウラスコエに至り南方より内淵平野を流走し來れる大小タコイの水流を呑み尙北流して内淵に至りオホーツク海に朝す全長三十里舟程六里に過ぎず

鈴谷川は留多加山の南東方に發し延長二十里河口の廣五十尺水深四尺、南流して鈴谷平野を潤はし豊原を過ぎ貝塚(ソコウイヨフカ)の西

山地及河海
方に方りて千歳灣に注ぐ

第二章 沿革の大要

樺太の名稱 樺太住民の最も古く傳へられたるは支部の山海經といへる書に毛民玄股の二人種と書かれしは始めにて毛民はアイヌ玄股は漁皮鞋靴を指したるなり、又長鬚國とも云ひ唐代には流鬼國元明には苦兀、清朝には庫葉島、又は單に大洲とも言へり

本邦古代の鞅鞅は亦樺太なりとの説あれども今考るに由なし松前藩統治の時代に専らカラフトと唱へられて漢字の唐太、柯太、柄太等と書かれ後再轉して樺太と稱するに至れり、其語源を考ふるに蝦夷語の同島に對する稱呼カモイ、カラフト、アトヤモシリを本邦人が畧稱して單にカラフトを稱したるよりカラフトに轉じ遂にカバフトを再轉せるものなるべし、カラフトは宗谷海峡を指しアトヤモシリ

は全島の名稱なりといふ松前藩の舊記中に蛤刺土と書したる者あるに徴してもカラフトは本來の畧稱なるが如し、又一説には山丹人(沿海洲民)が同島に來りて蝦夷人と交易するや皮鞋靴を着用せるより松前の漁場支配人番人等は是等の人を呼んで唐太と稱したるより終に其島名となれるものなりと、又曰く樺太島の土人は單に同島をアンモシリ(即ち我が島の義)と稱するのみにて別に島名を附せず故にカラフト、アトヤモシリの名稱は宗谷土人の稱呼に係るか或は同島土人祖先の命名に由れるか今詳ならずと

露國人は本島を稱して隆哈噠又はサハリンといへる起因は西曆一千七百十八年清國皇帝は北京に駐在せる佛國宣教師に委囑して靺鞨の地圖を複製せしめしに同宣教師は我國の地圖を参照して之を製し樺太島の名稱を知れるも其西岸恰も黒龍江口に對する所にサガリーン、アングハタなる文字を記入せり是れ蒙古語にて黒き河の岩と云へる

樺太の名稱

義にして黒龍江口にある岩或は岬を指したるものなり、後此地圖を佛國に送りしに同國の地理學者ドクトル、アンウイールリは此意義を解せずして其文字は樺太島の名稱なりと誤認し地理書に記入して歐洲に紹介せられ爾來サハリンの名稱は露國の地圖にも應用せらるゝに至りしなり

我國の探險 樺太の名稱は上來述ぶる所の如しと雖も本島を初めて發見したるは何年代にして何國人なるか史蹟の徴すべきものなし、只古より南半部にアイヌ人種、北半部に山丹人種居住したりし事は争ふべからず而してアイヌ人種は我北海道より宗谷海峽を涉りて移住し山丹人種即ち今のギリヤツク、オロチヨン等は黒龍江口の沿岸より遷移したるものならん大清一統志に、大洲、在城北三千餘里、混同江今の黒龍江口之東大海中、南北三千餘里東西數百里、距西岸近處僅百里許とあり支那里數の百里は我が十五里内外なれば能く樺

太の事情を知悉せるが如きも、山丹人は年々貢租を滿洲政府に納めたりといふの外は政府特に人を派して探險せしめ又は管轄せしめし事蹟なし、然るに我國にては今より二百六十餘年前即ち寛永十二年(西曆一千六百三十五年、明思宗の崇禎八年)松前公廣其家臣(村上掃部左衛門か)を派遣せしを始めとし次で慶安四年(西曆一千六百五十年)松前高廣其家臣(崎崎傳右衛門)を遣はして視察せしめしも何れの地方を探險せしや詳ならず寶曆十二年には攝津西宮の船頭源五郎の同地に漂着せるあり明和年間には和田某をして五六十里を視察せしめ又安永六年(西曆一千八百零九年)新井田隆助渡航して南部の地方を探險せり
二年には高橋一寛を遣して西はコタントルより東はシントコ岬迄視察せしめ、寛政三年(西曆一千八百二十一年)松前平角、青山團右衛門、高島壯四郎、鈴木熊藏を派遣して西海岸ノラトまで、東海岸はシンノシントコに至り黒

我國の探險

外國の探險

龍口の土名マシコー河の事情を聞知し、同四年最上徳内をして西は久春内まで東はトーフツに至らしめ享和元年(西暦一千八百一年)には中村小市郎、高橋次太夫をして東岸ナエブツ(今ナイブチ)まで西岸はシヤウヤ岬(今サクコタン)の北なるソーヤ岬(今サエ岬)まで探險せしめ文化五年には松田傳十郎、間宮林蔵をして韃靼海峡の最も狭き部分に至らしめ翌六年間宮林蔵獨にて第二回探險の結果樺太の島嶼たる断案を下せるなり、其後の探險者多きも地理上功績あるは松浦武四郎、岡本文平にして本島に關する最も緻密なる地圖と地誌とを編纂し東岸及び北岸を周廻して間宮氏の足跡到らざる所を補へるもの多し

外國の探險

西洋人の初めて樺太に來りしは西暦一千六百三十四年即ち我が寛永十一年(我國最初の探險より一年前)ゲリツ、デ、フリースといふ者根室海峡よりオホツク海に入りてアニア(今のシレット岬)シノンシレットコ兩角を認めて去り後西暦一千七百八十年(天明元年)

には佛國の遊曆者ラベルズ宗谷海峡を發見して之れにラベルズの命名をなし黒龍江口は淺瀬にして航行し得べからずと明言し全島を以て大陸の一端となせり、一千七百九十七年にはプロートン來りて共に間宮海峡の南部を探險せり、文化二年(西暦一千八百五年)にクルーゼンステルンなる者東察加よりオホツク海に航し黒龍江口の所在を探險せしが是亦淺瀬にして進む能はず江口の所在を知る能はざるも日本海に通ずる航路なきは明白なりと断言せり、寛政三年(西暦一千七百九十二年)露人三名樺太頓内に至りし者あるを以て松前藩の吏之れに接見せるに彼等は東察加居住の者にして三年前に山丹に至り獸皮を交易し今將に國に歸らんとする所なれば宗谷を経て國後、擇捉諸島に至らんと請へども吏之れを許さざりき是れ當時旅程の捷路と信じたりし證なり、爾來露國は鉛意地理の測量に従事したるも韃靼海峡を發見すること能はざりき我國にても最初は樺太を以て大

外國の探險

外國の探險

陸に連續したる者を思惟し彼の有名なる地理學者近藤守重の如きも文化元年(西曆一千八百四年)に一書を著して樺太の半島なりしを辨じたりしが文化六年(西曆一千八百九年)間宮林藏が第二回の探險に依りて其島嶼なることを斷言してより約四十年を経て嘉永元年(西曆一千八百四十八年)露國海軍少佐ネヴエリスコイは流船バイカル號の船長としてオホーツク又はペトロパウロスキー港に貨物運搬の命を受け翌年該地に達して黒龍江口に入り夫れより小艇に乗じて上流に溯り又韃靼海峽を巡航して始めて島嶼なる事を知れり、然ども此新報告は一千六百九十三年に滿洲を探れるエヌイタ宣教師ヂェルキーの記事及地圖と、康熙一統圖と共に全く露人に信せられず露政府は黒龍江沿岸に清兵充滿せるものと妄信し東部西比利亞總督ムラツイヨフに諭すに黒龍江及其末流海灣に於て輕舉妄動清兵と罽隙を啓くべからずとし嘉永三年ネヴエリスキー東部西比利亞の總督附として來任

せるに及び自ら黒龍江に進航し沿岸視察して清兵なきを知り此に始めて之れを占領せんとの野心を起し黒龍江沿岸より朝鮮國境に至る沿岸地方及薩哈噠島は總て露領たる旨ギリヤーク人及び滿洲人に宣言せり

松前家の統治

源義經蝦夷島より樺太に渡り若し樺太に留まらざ

りしとせば韃靼に涉りし事疑ふべからずと考證するものあり其説の眞偽は今茲に論評する違なけれども蝦夷島及び樺太島には義經に關する口碑傳説尠からざるを見れば何等因縁の存する者あらんも知るべからず當時戰亂の世に際して武將勇士の蝦夷地に流謫せられ又は自ら奔竄したる者少からざる中に松前藩主の如きは能く其羈業を大成したる者と謂ふべし

松前氏の先は元若狹の城主武田信賢の一子信廣にして享徳三年故ありて松前に渡り花澤の館主賴崎氏は同族たるの故を以て客將たりし

松前家の統治

松前家の統治

に康正二年東部のアイヌ七首を鍛冶を依頼したる治工と争論し遂に治工の爲めに殺されしかば長録元年五月東部の首長胡奢魔尹父子大舉して倭人に攻め來り防戦殆ど巧を奏せざりしが信廣諸豪族に推されて主將となり大に七重濱にて敵を潰敗しければ遂に推されて蝦夷地の主となり五代慶廣に至りて天正十八年京都に朝し秀吉に謁し旨を以て性を松前に更ため蝦夷地専統の制書を賜はる是より蝦夷地一帶松前藩の領する所となれり

如斯松前氏は北海道及北蝦夷を統治する權力を有すれども統治法更らに見るべきものなく松前附近の外は松前氏自ら之れを直轄せずして請負制度を採用し己れの臣下に沿岸若干宛を分與し漁業上の利を得るに過ぎず其利得の方法は一に之れを請負人番人に委任し請負人は中士又は松前其他北海道各地の資力ある商人に土地を與へ其土地内に於ける収入の一分を上納せしむ、而して請負人番人は己れの部

下としてアイヌ語に通ずる人足様のものを使用し之を取締らんとすに支配人を派遣す、彼等支配人の役所は即ち運上屋にして番人の居所を番屋と呼ぶ、然れども此請負人番人等は多くは内地を食ひ詰めて渡道したる無頼漢の巧みに上に諂ひて漸く進級したる者なれば人品の如何は素より問ふ所にあらず風波甚しき時も強ひて出漁せしめ若し溺死等の事あるも老人小兒を扶助することなく越年する時は蝦夷の婦を奪ひて辱しむる等有ゆる暴狀蠻行を敢へて爲、強者の外には寸分の權利を認めらるゝ事なく全くの暗黒世界なりしなり、寛政二年松前家は始めて勤番所を南方シラヌシ(白主)に設け此に運上屋を置き久春古丹(大泊)の一部即ちコルサコフ及び北緯四十度のニシトンナイ(今の真岡)に出張番屋を置けり、此地に於て使役せるアイヌ凡三百人に過ぎず而して此番人監督の爲め毎年四月より七月迄松前家より勤番士二名足輕二名を派遣せりされば八月より翌年三月迄八ヶ月

松前家の統治

松前家の統治

間は全く無政府にして文化三年九月露人フワストフが久春古丹に進撃するや僅に番人七名の外一士卒の滞在せるものなく且つ其事實も翌年三月勤番士の出張に依りて始めて知るを得たりしなり實に驚天すべき有様ならずや

文化五年に松田と間宮は幕命に依りて探險に赴き西海岸ラツカ岬に日本領の木標を樹てし頃は其以前より津輕、南部、秋田、其他の地方より北海道の漁業に従事し居たる人々遠く宗谷海峡より樺太に涉り東海岸に入ヶ所、西海岸に七ヶ所の大漁場を開きて盛に漁業を営み探險も樺太全島の三分の二を終へ大半統治の實權を握りしを見たる露國は文化二年使節レザーノフを我國に使はして通商を請ひしも拒まれたれば政府が補助せる露西亞亞米利加會社のフワストフ、ダウケドフの兩人海獸業の船を率ゐる來りて時々樺太に來寇し文化九年まで七ヶ年間に五回來寇して貨物を掠奪したりしが彼等は樺太の利

益あるを知り東部西比利亞を漸く侵略すると共に樺太をも併呑せんとの野心を起し故意に人を移して小屋掛をなし又は石炭山開堀等の計劃を立つるに至れり當時樺太は栖原舊姓北村角兵衛、伊達林右衛門の兩人松前藩より受負を命せられて番人及び稼方のみ越年し後土人の哀願に依りて勤番役の越年するに至りしかど寛政及び文久年間には勤番士二名足輕二名番人七名に過ぎざりし故到底露國の侵畧を防ぐてと能はざるを看取するに至れり

幕府の直轄 仍て文化四年(西曆一千八百〇七年)に北海道西半部及び樺太を收めて幕府の直轄となし函館奉行をして之れを管理せしむる事とし同六年本島を改めて北蝦夷とし從來の如く栖原、伊達をして漁場を受負はしめたりしが文政四年(西曆一千八百二十一年)に至り再び蝦夷全部を松前藩に還賜し翌五年五月土地人民を引渡したり當時樺太島は東西併せて漁場二十七箇所戸數三百二十七戸人口二千五

幕府の直轄

幕府の直轄

百七十一人なりきとぞ、然るに北邊の防備益々急を告げ嘉永五年(西曆一千八百五十二年)露帝ニコラスは水師提督ブーチャチンをして軍艦四隻を率ゐ長崎に來航せしむるを聞き安政元年再び幕府の直轄となし函館奉行をして管轄せしめ明治二年七月蝦夷開拓使の管轄となし同八月樺太以外の蝦夷地を改めて北海道とし同三年二月別に樺太開拓使を置きて北海道と分離し四年八月再び北海道開拓使に合併し明治八年五月本島全部を露國に譲りクリル即ち千島諸島と交換するに至り、其顛末を略述して参考に供せん

樺太及び千島諸島は統治權の及ばざりしことは上來述べし所の如く境界更らに確定せざりしかば嘉永六年七月十七日露國の使節ブーチャチン我が長崎港に來り長崎奉行を経て境界劃定の議を幕府に通せり幕府即ち大目付役筒井肥後守、勘定奉行川路聖謨を長崎に遣はして議定せしめしむ露國の主張する所無法にして協定すること能はず

幕府の直轄

前後三年に涉りて僅に千島の擇捉以南は日本に、其以北は露國に屬することとし、樺太は双方の間に境界を分たす從前の通りたるべしとの露國の提案を容れて一條約を結り當時我國の狀勢は露國と確執するを不利なりとす圓滑に事務局を處理せんとしたるを以て曖昧なる條約を結ぶに至りしなり是れ實に第一回の談判なりとす

夫れより五年を過ぎ安政六年(西曆一千八百五十九年)に彼の東部西比利亞侵略に大功を樹てしムラヴィヨフ品川灣に入りて更らに談判を開かんとするや幕府外國奉行を遣はして會見せしめしに彼傲然之れを拒絶して曰く我は露國の大使たり之れを遇せんとせば須らく禮を加へざるべからずと依りて幕府は遠藤但馬守、酒井右京亮の兩人を遣はして談判を開かしめしにムラヴィヨフ新たに締結せし露清條約を楯に取り露國はアムールを清國より割讓せしめしを以てアムールと同一なるサハリンは當然露國の有に歸せざるべからずと主張し(サハ

露府の直轄

リントアムールを混同したる事は樺太の名稱の部に詳記せり参照せよ
 占領の口實を設くる爲めに一夜作りの陣屋等を證左として樺太全
 土を奪ひ取らんとしたり然れども我が使臣何ぞかゝる無法に賦從す
 べき面詰數回に及べども威赫其功を奏せずして空しく品川灣を去り
 て彼の奸譎を永く後世に貼したるのみ是れを第貳回の談判とす
 第三回の談判は其後二年を経て文久二年(西曆一千八百六十一年)我よ
 り之れを請求し外國奉行竹内下野守を正使とし同松平石見守其他一
 人を副使とし寺島宗則福澤諭吉福地源一郎等三十七名を随へ直ちに
 露都ペテルブルクに赴けり當時露國の談判委員は歐洲外交界に名聲
 噴々たるイグナーチエフにして始めは樺太全土は露國有なれば境界
 劃定の必要なしとて談判を拒絶したるにも係はらず下野守の外交術
 に長じ石見守の縦横の辯舌は遂にイグナーチエフは北緯四十八度を主張したる
 九回の會見をなし剩へイグナーチエフは北緯四十八度を主張したる

露府の直轄

も我國最初の主張を曲げずして五十度を以て境界とするの條約に同
 意せしめ翌年兩國委員ニコライウスクに會して實地を踏査せんこと
 を約し使命を全うして歸朝せり然るに我國にては時恰かも幕末の變
 亂に際して委員派遣の違なかりしかば露國は全く前約を無視し益々
 南樺太を侵略し軍隊を移し壘壁を築き大砲を備へ暴狀至らざるなき
 も當時國勢之れを抑制すること能はざりしかば五十度より以南の處
 にも止むを得ずとなし慶應二年小出大和守を再び露都に遣はして
 第四回の談判を開きしに露國亞細亞事務局長スツレモオホフ一島を
 兩分するは煩に堪へずウルツプ以東の諸島と樺太と交換せんと主張
 し我が讓歩せる四十五度説をも齒牙に掛けず遂に又一時緝縫的にフ
 ーチャチン條約と同じく樺太兩屬の假約をなして歸國せり是れ實に
 慶應三年の事なりき超えて明治の初年に至り露人の我れに加へたる
 暴行一々數ふるに遑あらざるが其主なる者を摘記せば

露人暴行の顛末

露人暴行の顛末

一、明治元年六月楠溪に於て我が吏員農工百五十人許を使役して道路を開鑿し役宅を建築せしが同月二十三日露國軍艦一隻楠溪に隣接せるハツコドマリ(函泊又は母子泊と書せり今のコルサコフはハツコドマリ及び楠溪の兩地域より成る)に來り一兵士を上陸せしめ我が當局者にボルコーフニク(陸軍大佐)及びドゥブチ(今のコルサコフ港より南東約十二里を距る海岸にして當時露人占據して我楠溪と對峙せし地)駐在の長官デブレントウ井チの言を傳へしめてハツコドマリに彼等の屋舎を建築せんとせり依て我が當局者東善八郎をトツブチの露館に使はして該所は土人墳墓の地にして從來足跡を容れざる所且つ家屋を造營し道路を開鑿するが如きは我が漁業に尠なからざる障碍を來すべきを辯疏せしめしも彼等頑として肯かず頻りに雜居の説を主張し遂にハツコドマリ土人の墓地を夷

露人暴行の顛末

げて新道路を造り次第に兵舎家屋を築造してトツブチの根據地を此所に移し以て我が楠溪を壓倒せんとせり始め土人の墓地に新道路を開くや土人我に歎訴して其墓地に塙垣を結びたるが數日ならずして露人其垣を破壊し且つ兵を以て東善八郎を脅迫して工事を遂行し人馬恣に墓上を蹂躪するに至れり

二、ハツコドマリ附近の海岸に我が築造したる砲臺ありしに露人大砲操練の時は漫りに之れを使用したるのみならず明治二三年頃砲臺を破壊し其後を圃地として蔬菜を栽培せり

三、明治三年正月露人ハツコドマリの沿岸に長大の波止場を築造せんとす當時楠溪に在勤したりし外務大丞丸山作樂は本邦漁場に於て漫りに工事を起すべからずと抗議したれども露人我が官吏を威嚇して着々其工事を遂行したり

四、同三年六月露人我が漁業者伊達栖原の倉庫を破りて官私

物品を掠奪し翌年六月も亦倉庫を破りて物品を掠め去れり
 五、同三年十一月十七日露人二名楠溪の我が裁縫工を襲ひ人を傷
 け衣類器具を奪ひ同四年二月十四日露國強盜三人洞泊の我が農家
 より靴を強ひ追跡したる者を負傷せしむ同四年八月中旬信州生れ
 の市藏(四)なるもの露兵三人を備ひて渡舟に乗りしに露兵市藏の金
 あるを見て之れを絞殺したり後彼等罪狀を自首して死刑に處せら
 れたりと傳ふれども死刑の實否を詳に知る者なしと
 六、同六年三月二十五日露人祭日に方り泥酔して本邦人と衝突し
 大に格闘して立分れしが同夜露兵隊伍を組み大鼓喇叭を合圖とな
 してハツコドマリの本邦人倉庫に放火し漁具及び鯨漁業用の薪材
 數百棚を焼失して我が漁業を妨げ其他殺人剽盜強姦等有ゆる暴行
 を敢へてすると雖も我が國の兵力未だ樺太島民を保護するに足ら
 ざりしかば唯指を咬へて彼等の爲すが儘に爲らざるを得ざりき加

ふるに露國は土人の歡心を得るに汲々し目前に土人の最も賞用す
 る更紗煙草酒類其他の諸品を陳列して己れの配下に屬せんと誓ひ
 し者に願與するを以て本邦人の痛心甚しく若し二千有餘人の土人
 が一朝露國に隸屬するに至らば數百人の本邦人のみにて到底漁業
 に従事すること能はず勢ひ漁場を棄てざるを得ざるに至るべく露
 國は斯る政略の下に漸次全島を併有せんとする術策も亦至れり盡
 せりと謂ふべし
 然りと雖も我國は夙に土人撫育に意を注ぎしを以て土人等深く是
 れを感銘して容易に動かす之れを先にしては山丹人(縫鞞人)の狡猾
 なる蠢愚の土人に少許の物品を貸與し翌年勘定の時に不足せば低
 償として子弟を滿州に連れ行き之れを奴僕に賣買したる結果人口
 次第に減少して難澁なるに至りしとて樺太島の乙名土人の長をい
 ふ等五人宗谷に來りて夷人撫育の事を嘆願したれば露國の沿岸測

露人暴行の遺末

露人暴行の事
 量といひ邦人に暴行を加ふる事等より遂に乙名等の愁訴を許し松
 前藩士高橋清左衛門を遣はして漁場を開き交易所を設置し西部コ
 タンウトルより東部シントコ島迄巡視しクシユンコタンへ運上家
 補理最寄夷人共を召集し漁業稼方に應じて撫育の品を與へ西部
 コンボへも番屋を建て、救恤したれば土人我が恩愛に浴して
 タバンモシリ、デーダオツタ

(島の此所に於て申渡すといふ意)

の傳説は殆ど神文の如きに尊ばれて紛擾の生ずる毎に此の申渡な
 るものを説明すれば土人爲めに納得するなりといふ然るに前述の
 如く露人本島を占領せんとして大に懷柔策に努めたる結果土人の
 内にて豫ねて番人の處置に慊らざるものあり殊に西海岸ナヨロの
 乙名シトクリランといへる者兩端を抱き數度山丹へ渡り清國より
 揚忠貞の姓名と滿州製の甲冑を貰ひ更らに露人に心を通じ自ら先

導して全島を経歴せしめ此島は元我等アイヌの所有にして何れに
 も屬せるものにあらずと告げたれば露人より此島の首部と目せら
 れ大なる勢力を有せしが此者主唱となりて番人を殺戮し露國の所
 屬たらんことを謀り殆ど全島を風靡せんとせしが自主の乙名オケ
 ラは主として大義の存する所を唱へ島中アイヌ人の住する地は日
 本國の庇蔭を以て安堵するを得たれば決して他國に屬する能はず
 露人若し我居住の自主に至るあらば我は軍器の利鈍を問はず能く
 一戦して果てんのみ余等の一族は到底シトクリランの陰謀に與み
 する能はず故に余等を殺さんと欲せば宜しく殺して然る後意の如
 く討たれよと彼れの勸告に應せざりしを以て遂に大事に至らずし
 て止みたるが此事幕府の知る所となり糺明の末シトクリラン等を
 死刑に處すべきの處土人の哀願を容れて贖罪にて放免しオケラの
 功績は碑に刻みて之れを自主に建て大に其忠勳を彰表したり其碑

露人暴行の事

樺太千島の交換

は花剛石にて造り漁業受負者伊達の天神丸に積みて全島に送りしといふ是實に安政年間の事にして北邊暗雲深く鎖ざし颯氣將に起らんとする危急の時期オケラなるもの種をアイヌを受けたれども好漢大和錦を着て死後を飾るの榮ありと謂ふべし

樺太千島の交換

樺太の境界は前後四回に涉りて彼我兩國使臣を遣はして協定する所ありしも未だ確定に至らざるに我國維持の政變ありて力を茲に專にすること能はざりし間に露國は極力南下の策を講じ其の移住民は絶えず我が官民の漁場を荒らし我が住民及アイヌの住家を襲ひて掠奪を事とせるを以て我が政府も是れを等閑に附すべからずとなし時の外務卿副島種臣策を案じ北緯五十度以北の樺太を貳萬圓にて買収せんとし在京露國代理公使ビエツオフに其旨を通じ第五回の談判を開きしも同公使は千島樺太交換説を唱へて容易に副島の提案に應せず盛んに激論したる後公使は外交談判普通の例に

樺太千島の交換

依り二案を提出せよ然らば我其一を選んで更らに談判せんと云ふや副島は容を改めて曰くウルツプ、エトロフ、クナシリ三島は我領たる事素より言を要せざるも只一の貴國に望む所の者は我國若し將來止むを得ざる時機に應じ兵を亞細亞大陸に動かす場合に際會せば貴國領土中何處にても我軍隊を自由に通過せしむる事を永久に承諾せしむる事なり貴國若し之れを承諾する事を得ば樺太全島は擧げて貴國に與へんと提議せり公使は此の大膽なる提案に對して一言をも辯ずる能はず事國家の重大事故本國政府に知照して回答せんとて談判暫らく中止せしが其後副島は支那に使用して不在中に時の參議等は開拓次官黒田清隆の樺太は碭嶠の地政費徒らに多大にして利益甚少なしと云へる意味の建議を容れ遂に樺太を放棄することに決せり副島歸り來りて之れを聞き一時憤慨したれども時期既に去りて挽回するの途なく愈々朝議交換に一決して明治七年榎本武揚を露都に使はし更に第六

露國の統治

回の談判を開かしむ榎本露都に至りて榎本露都分説を提議せしも我が國の内意は交換に決定せるを聞知せる露國は一笑に付して更らに願ざりしかば前説を撤回して交換の條約を結び翌八年九月遂に不名譽なる樺太讓與式なるものを舉げ二百餘年前より志士が慘憺なる苦心を嘗め政府も三十年間持續したる分割論を棄て、政治上漁業上十分なる利益ありし樺太を布石の如き千島列島と交換するに至れり然れども此交換に際して漁業上有利なる權利を我に保留したれば漁民は非常の窮境に陥りしも僅に其命脈を繋ぎて明治三十八年本島は再び我有に歸するまで漁業を營みたりしなり

露國の統治

明治八年九月以後露國の本島に對する施設を見込に先づ此の地を黒龍江總督の管轄とし政務施行の權は本島軍務知事に委任されアレキサンドルに首府を置けり又全島をアレキサンデルコルサコフ、ツイモフ三洲に分ち各同名の地に洲廳を設け知事に隸屬し

て諸般の政務を行ふ而して知事は本島守備隊司令官の任を帯び麾下に一千四百三人(日露戰役前)の常備兵を有し之れをアレキサンデルコフ、ツイモフ、コルサコフの四箇所に分駐せしめ外に豫備兵百四十六人國民兵五人あり其後義勇隊の組織ありたれば日露戰役當時には約五千内外の兵員ありしならん之れを要するに露國は囚徒に依りて樺太を開拓するの方針を定め囚徒を以て荒蕪の地を開墾し道路を開き村落を作り木挽製粉等の官業を起し石炭を採掘する等種々の事業は囚徒の力を借りたるを以て行政機關も警察署と監獄署とは殆ど其主腦となり警察署にて普通一般の行政の如きは勿論經濟行政即ち種々なる官行事業を掌るの外殖民生活の設備民事の訴訟事等をも處理するは普通の警察と稍々其趣を異にするも是れ囚徒殖民政策上止むを得ざる施設ならん如斯行政状態にて明治三十八年九月日露平和條約の結果殆ど三十年目にして南樺太は再び我が國の有となれり

露國の統治

日本の再統治

日本の統再治 日露戦役中我國は樺太島を占領し明治三十八年八月二十八日民政署をアレキサンドルに設け次いで同年九月コルサコフに移し明治四十年四月民政署を廢して樺太廳となし其長官は守備司令官を兼ね樺太廳及附近島地を管せしが四十一年四月官制を改正して樺太廳長官は守備隊司令官と分離し純然たる文官を以て長官に任じ内務大臣の指揮監督を受け部内の行政事務を管理す尙ほ全部を三區に分ち各區に支廳長を置き支廳下には各要地に出張所を設く其管轄區次の如し

支廳名稱	位 置	管 轄 區 域	出 張 所
大 泊 (コルサコフ)	大 泊 (コルサコフ)	中央のミツリヨフカ、東岸トンナイチャ及西岸多蘭泊の各北端を連ぬる線以南に於て眞岡支廳管轄に屬する部分を除きたる區域及海豹島	ルウタカ トンナイチャ

第三章 海温と氣温

豊原 (ウラジミロ フカ)	豊原 (ウラジミロ フカ)	中央のミツリヨフカ東岸トンナイチャ及西岸タラントマリの各北端を連ぬる線以北に於てマウカ支廳管轄に屬する部分を除き北緯五十度線の國境に至る迄	ガルキノウラ スコエ シスカ
眞岡 (マウカ)	眞岡 (マウカ)	南端シラヌシ岬よりメノコ、ウエンチシベルニセツト、スペイング、エスツル各山等の山脈を連ね北方の境に達する線以西の部分及び海馬島	海馬島 クシユンナイ ナヤシ

海流の關係に依りて北海岸は南海岸に比して必ずしも寒冷なりとは斷言すること能はざるなり今樺太島に就いて見るに七八月盛夏の候西海岸國境附近の沿海に於て攝氏十度乃至十五度の水温を驗したるに夫より三度餘も南方にあるノトロ岬及び二丈岩開近に於ては六度

海温と氣温

乃至八度の低温を示せり又東海岸に於てはテルベニヤ灣沿海は十六度乃至十八度なるも遙か南方のシントコ半島の東側メナベツ岬附近に於ては八度乃至十度の低温を示せり其原因は實に寒暖二海流の影響あるに依りて然るなり

暖流 對島暖流の北向して宗谷海峽に入るや其主流は樺太島のノトロ岬に直進せず直ちに東偏して北海道北見沿岸を洗ひ一派は亞庭灣に入りノトロ半島の東岸を北進し又他の一派は北東流しシントコ岬を遶りて東海岸を北上す西海岸に在るものは之れと流派を異にし利尻禮文兩島の西岸を洗ひ海馬島を包み土金保岬より直ちに真岡の北に進み海岸に沿ひ北上して國境以北に達するなり明治三十九年の海水觀測に依れば能登呂附近は六月五度内外真岡久春内は同月六度乃至七度八月には能登呂十一度土金保十六度八分真岡十六度を示し其差五度以上なるを以て能登呂岬を洗ふ海流と土金保岬以北の海流

とは明かに相異ならざるべからず其以北の西海岸を見るに暖流は近く陸に沿うて北上するあり即ち七月の觀測は真岡十三度鞠城岬九度七、ナヤシ十三度、ビレウオ十一度九なり八月の觀測に於ても略同一の事實を證明するを以て土金保、真岡に突進する暖流は尙北進するや明かなるのみならず其温度の北に進むに従ひ次第に減少するに依り五十度附近には寒流の來るを知るに難からず右の事實は武藏鑑及天晴丸の觀測報告及び宮部博士の海草分布の研究に依りて殆ど争ふべからず
東海岸に於ける暖流は宗谷海峽の一分派にして亞庭灣に直進するのみならず更に東北に流れてシントコ岬を遶り終に多來加(テルベニヤ)灣に達する事實は是れ亦明治三十九年七月二十一日より二十三日迄軍艦武藏が海豹島より小樽港に直行せる時の觀測に依りて立證せらるゝなり要するに本島は西海岸最も暖流の恩惠を受け對馬(エンツマ)

岬附近之れに次ぎ東海岸は最も微少なるも本島が之れに依りて受く

る恩恵は莫大なりと謂ふべし

寒流

本島を還流する寒流に二派あり本島の東岸を南下するもの

を樺太海流とし本島の西岸を南下するものをリマン海流とす樺太海

流は明治三十九年五月軍艦武藏が海豹島より千島國留別に至りし時

観測せるに當時海豹島の水温一度二分八厘を示し北見のシレント岬に近づく

に至る數十哩は零下九分四厘の低温を示し北見沿岸を洗へる暖流の存在を示せ

に至りて一度二分八厘に上り北見沿岸を洗へる暖流の低温となり

るもの、如く國後島の東測に至るや再び零下九分四厘の低温となり

て千島海流の流域に入りたることを證するのみならず温度上樺太海

流と等しきを知る尙同軍艦が七月一日二日網走よりコルサコフに至

る航海日誌に依るに前記オホーツク海中部の寒流は北見沿岸に向ひ

直進せずして西に偏し海豹島の東側よりシレント岬に向つて南下し

一部は北見國枝幸沿海に向つて突進すと云ふこれ夏季屢々濃霧の枝
幸方向に發現する原因ならん之れに依りてオホーツク海の北方より
來る寒流は本島の北東岸を洗ひシレント岬の爲めに東折し南
進するに従ひ漸く西に偏しシレント岬の東側に至りて其一部は南下
して枝幸方面に他の一部はシレント岬沖より西折してノトロ岬に突
進するを知る而して本海流の宗谷海峡に進むや西より來る暖流と會
し幾分か温度を高め海峡の中央に至りては時に或は全く寒流を認め
ざる場合を生ずるも更に進んでノトロ岬に至れば著しき低温を示す
これシレント岬沖に於ては寒流は暖流の下に潜むもシレント岬に達
するや陸地に衝突して上層に現はるゝものならずんばあらずリマン
海流は間宮海峡を流下する寒流にして亞細亞に偏して日本海に出で
遠く東海に達するも本島には殆ど何等の影響なければ詳述せず
海氷 本島の沿岸は冬季より翌春に至る迄殆ど結氷す其結氷點は

淡水よりも低く大抵零下一度八分にして海水の同温度に下る期節は年々多少の差あるも久春内沖及びコルサコフ沿岸は一月一日頃東伏見湾内は一月十五日頃ノトロシントフ兩岬附近は二月一日頃にして沿海凍結期の最も早きは多来加(テルベニヤ)湾の北岸にして西海岸は暖流の恩恵にて最も晩く亞庭湾内は兩者の中間に位す明治三十九年の状況を見るに名寄沿岸は二月に入り結氷海岸を離れて遠く沖合に去り三月再び凍結す其南五里なる吉丹岸以南は結氷殊に甚しくセラロカは十二月中旬より氷塊浮流し或は岸邊に膠着し或は遠く沖合に去り一月中旬に至り全く固着して海面悉く皓々たる氷野と化し同月下旬其厚さ四尺以上に達せり亞庭湾頭ソロウイヨフカ村沿岸は十一月中旬軟氷を見るを常とし十二月に至りては已に其氷上を徒涉し得ることあり一月中旬末に至りては一樣に堅氷全海面を閉ざし二尺内外の厚さとなり二月に入りては湾内の沖合五六百間迄は人馬自由に

徒涉し得べし、西海岸は沿海少許の凍結を見るのみ真岡湾内の如きは二月に至りて尙ほ七寸内外の堅氷を見るに過ぎず是れも多くは淺瀬附近にあるのみ

流水 解氷及び流水は西海岸最も早く三月已に岩礁附近に少許の氷塊を留むるのみ則ち宗谷海峡の流水は一月乃至三月中旬にして西口に至れば概ね融解す只時として利尻禮文兩島附近まで大氷塊を送ることなしとせず東伏見湾は三月下旬解氷し四月に入りては沿岸少許の氷塊浮流するのみ東海岸に於ては五月中旬尙ほ山なす大氷塊海面を蔽ひ北知床岬海豹島附近は六月中旬多大の流水を見ることありて數日間全く之れが爲めに包圍せらるゝことあり而かも全海面を通じて大氷山の浮動するを見ず、アニワ灣に於ては時として海岸より視界の及ぶ限り全く氷結を見ることあれども斯の如きは十日間内外に過ぎずして概ね風波の爲めに碎破せらる時としてはオホーツク海よ

り來れる流水の亞庭灣に入ることもあり然れども本島住民は四月上旬に於ては既に氷の爲めに汽船航路の閉鎖せらるゝ候なしと豫想するに至れり何となれば三月に於ては已にコルサコフ及び真岡に汽船の入港を見ればなり真岡及び久春内に於て氷は僅に暗礁上に存するのみにして其周圍は年中全く開放せらるるオホーツク沿岸の數地點例へばトシナイチャ幌内河口多來加灣内には五月上旬に於て氷の存することありたれども毎年然るに非らず

明治四十一年十二月二十三日駿河丸及び天鹽川丸は風浪と流水の爲めに目的地たる真岡に入港すること能はず同二十五日午後迄海馬島に避難したることあり然れども真岡港内の結氷及び流水は從來異例の事にして若し海馬島なくんば樺太島の航路に一大障礙を與ふるのみならず遂に航路の杜絶を見ることあるべきも暖流に包まれたる海馬島の避難所あるを以て斯の如き異例の危険に遭遇するも僅に一道

の航路を繋ぎ得るは全く海馬島の餘澤と言はざるべからず東伏見灣内の大泊に至りては四十二年一月七日午後四時駿河丸の入港せんとして碎氷しながら十海里迄接近したれども遂に陸岸に達することを得ず大泊の東方背後に當るオフユコタンに廻航して僅に陸揚げをなしたり以て其冬季間の難航路たるを察知すべし西曆一千八百九十九年(明治三十二年)露國のサハリン島年鑑に依れば樺太島と沿海州諸港との結氷期を比較し得べし

聖オリガ灣(沿海州)	閉鎖期間	百三十五日	自十一月下旬
落哈噠海峽	同	百八十日	自十一月下旬
ペトロパウロフスク(東察加)	氷結せず 流水あり	百	自一月上旬
インペラトールスキー灣(沿海洲)	結氷の存 する期間	百五十五日	自十一月下旬
テガストリー	同	百二十五日	自十二月中旬
ドゥーエ	同	百二十日	自十二月 至四月

コルサコフ港

ラペルーズ海峽

同 八十五日 自一月至四月

流水 二ヶ月間 自一月中旬至三月中旬

本島は地形狭長にして山脈縦貫し寒暖二流沿岸を洗ふ故氣候も亦多様なり各地を通じて十一月より翌年三月まで七ヶ月は氷點下に降り最寒月は正月最暖月は八月なりとす東岸と西岸と比較せば同緯線上に於て東岸約二度の寒冷を示せり是れ主として西岸は暖流の恩恵を受ければなり總じて本島に於て寒暖に大變化あるは融雪期と降雪初期にして積雪地面を蔽ふに至れば氣温は晝夜とも氷點以下に降るも其融解するや直ちに激増するは北海道よりも甚しく一般に春秋二季は其期間甚だ少なく冬季最も長く夏季百花一時に開く異觀あり

支應所在地としては眞岡最も氣温高く大泊之に亞ぎ豊原最も低しとす即ち之を最寒なる一月に徴し既往三ヶ年間の平均氣温を見るに豊

原は氷點下十七度大泊は氷點下十三度眞岡は氷點下十度九より其低極に至りては豊原は三十九年に於て氷點下四十二度に降り四十一年は氷點下四十度四に達しガルキノウラスコエの如きは實に氷點下四十五度六の低度を測り大泊に於ても氷點下三十一度一に降りたり然れども眞岡は比較的溫暖なるを以て三十九年に於ける氷點下二十三度を低極とし四十一年は氷點下二十二度九に止まり今四十年十一月以降の平均氣温及高低兩極數を擧ぐれば左の如し

年 月 地 名	明治四十年十一月			同年十二月			明治四十一年一月			同 二 月		
	高極	低極	平均	高極	低極	平均	高極	低極	平均	高極	低極	平均
大泊	九七(一)	一一(一)	一四	〇九(一)	二〇(一)	九四	〇三(一)	三一(一)	一六一	一八(一)	二四(一)	一三〇
眞原	一〇四(一)	二二(一)	三四	一〇四(一)	三一(一)	一三三	一八(一)	四〇(一)	三三(一)	〇二(一)	三四(一)	一七一
豊原	九六(一)	九三(一)	〇八	一五(一)	一四(一)	七八	〇一(一)	二二(一)	一三〇	二二(一)	一五(一)	一〇九
シカ	八五(一)	一九(一)	六七	七五(一)	二七(一)	一七	八五(一)	三五(一)	二二(一)	三三(一)	三一(一)	二六
ガルキノウラスコエ	九七(一)	一九(一)	四四	一〇三(一)	三四(一)	一四〇	一四(一)	四五六	二二(一)	〇九(一)	三七(一)	一七

氣温

表中の温度は總て華氏の零點以下

明治二十四年以降十年間内地に於ける最高気温は九州熊本の三十六度九に對し真岡は三十二度同上最低気温の主たる北海道上川の氷點下三十六度七に對し豊原は氷點下四十二度(明治三十九年中の調査温度に依る)なるを見れば極暑に於て四度四、極寒に於て八度余なれば寒氣の甚だしきを知るべきも之れを北樺太又は西比利亞に比する時は寒氣の輕きを覺ゆべし然れども南樺太に於ては温度の較差七十二度に及び之れを内地に比すれば寒暖の差元より同一の論に非ざるなり明治四十二年は寒氣凛烈なりしが今前年の低極度に比較するに多少の相違を見る四十二年の低極度は例年ならば一月下旬に来るべきも一般に早く寒氣來襲したれば一月六日より十一日までの酷寒を以て低極度となすも大差なかるべし

(表中の温度は華氏零點以下)

地 名	五 日	四 日	三 日	二 日	一 日
ガルキノウエ	(一)	四五、六一	三五、〇一	四〇、四一	三二、二一
シスカ	(一)	三五、〇一	四〇、四一	三二、二一	二三、九
豊原	(一)	三五、〇一	四〇、四一	三二、二一	二三、九
大泊	(一)	三五、〇一	四〇、四一	三二、二一	二三、九
真岡	(一)	三五、〇一	四〇、四一	三二、二一	二三、九

四十二年二月

日	六	七	八	九	十	十一
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
三九、五	三三、一	三三、一	三三、九	四三、一	四五、五	四三、七
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
三三、〇	三七、七	三三、六	三三、〇	三六、七	三九、〇	三九、〇
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
三〇、六	二七、〇	二四、九	三〇、二	三三、七	三六、七	三三、七
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
二二、六	二二、一	二二、八	二六、二	二八、二	三二、七	三二、七
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
一六、三	一八、九	一九、五	二〇、七	二四、四	二四、五	二四、五

即ちガルキノウエスコエと豊原は昨年に比し稍々寛なれどもシスカ、大泊真岡は稍々酷寒なりしを知るべし

霜雪 結霜は九月中旬に初まり翌年六月中旬に終り内地に於て全く霜を見ざるは僅に入旬内外に過ぎず降雪は十月より翌年五月に至る七ヶ月間に亘る去る明治三十八年豊原(ウラジミロフカ)に於ては九月下旬已に寒を見十月初めには附近高山に降雪し名寄附近には已に

五六寸の積雪を見たり然れども南部に於ては十月下旬若くは十一月初旬初雪あり翌年五月晩雪を見る明治三十九年は四月下旬を融雪の終期とし五月末日再び一面の銀世界と化したる事あり降雪の平地に残留する期間は十一月より四月に亘りコルサコフに於ては百三十日内外ガルギノウイスコエに於ては百七十日内外なり

名	海	豊	大	觀測所	
				年別	霜雪
寄	島	原	泊	三十九年	三十九年
				九月廿七日	九月三十日
				六月八日	五月卅一日
				十一月三日	五月十四日
				十一月五日	六月十三日
				十一月一日	六月廿二日
					十月三十日
					十一月三日
					十月廿五日
					五月四日
					四月廿六日
					四月廿二日
					四月七日
					霜終
					雪終

濃霧 本島沿岸に於ては濃霧多く日として多少之れを見ざることもなく特に東海岸を甚だしとす本島寒氣の嚴烈なるもの畢竟之れが主因たらずんばあらず而して東岸は夏季特に甚だしく七八兩月間は常に之が爲めに密閉せられ航海上漁業上其困難名状すべからず特に北知床岬附近最も甚だしとす此地方及宗谷海峡等は寒暖二流の會合點に位し夏季は南東風多く寒流上の冷風を暖流上に吹き送り多濕多温の大氣を冷却せしめ以て多大の濃霧を起さしむる爲めなり是等の濃霧は風向の變化に伴うて繼續するを常とす其濃密の度は北海道根室附近の如く甚だしからず殊に終日若くは數日に涉ること極めて稀なり然れども流水と濃霧の爲めに東海岸は年内過半を密閉せられ亞庭灣は濃霧終日に涉ることなく只西能登呂岬附近最も甚だしく一ケ年百四日の濃霧を見る其繼續時間も時々三十時間以上に及ぶことあり此の海面は内地樺太間の關門に位すれば之が爲め交通上の不便尠か

らす

樺太の市邑

第四章 樺太の市邑

我樺太島は二千三百四十餘方里の面積を有せるに係らず明治四十年末の現在戸數人口は僅に四千七百六十五戸一萬八千二百八十一人に過ぎず人煙稀薄にして廣野數里に連り徒らに飛禽野獸の巢窟に委するのみなれども之れを明治三十八年末の四百六戸一千九百九十人及び同三十九年末の二千三百八十二戸一萬八百六六人に比較すれば前年より二千三百八十二戸七千四百七十五人の増加を見るに至れり若し此の勢を以て開拓を遂行し得ば農園漁村相望み犬鶏の聲近く應じて十萬の住民を得るも亦遠きに非ざるべし現今の状態を以てせば大泊眞岡及豊原の外に市街地として見るべきものなしと雖も海陸共に殆ど無盡藏の富源たる本島は將來益々有望なる寶庫として世人に注目

せらるゝに至るべし今左に是が開拓の策源地たる市邑の状況を記述せんとす

其一 大泊支應管内

本區は亞庭灣斜面區域とオホーツク斜面區の一部と海豹島とを含み本島中最も人煙の盛なる所なりとす

大泊 樺太の南端は魚の尾の形をなして東に重藏岬(シントコ)西に近藤岬(フトロ)ありて東伏見灣(アニワ)を抱く灣の中央更らに對馬岬(エソヅマ)突出して西方に千歲灣(ロソセイ)入江をなせり而して對馬岬陰に建設せられたるは即ち大泊(コルサコフ)にしてクシユンコタン及びポロアントマリを包含す此兩市街は中央なる記念橋に依つて界せられ共に亞庭灣に臨み前方に各同名の港を控え兩港間は斷崖海に瀕せる丘陵に依りて隔てられ共に本島の關門に當る然れども稍々遺憾なるは岩礁多く且淺水にて千噸内外の汽船すら尙ほ棧橋を去る十餘町

大泊

大泊の沖合に碇泊せざるべからず、東南に當れる港は區域稍々廣しと雖も千噸以上の船は一湮以上に拔錨せざるを得ず且つ風波を避くるに困難にして激浪岸を噛みて通船すること能はず殊に西北風常に烈しく秋季に至れば船舶は遠く對岸のリュードカ河口に避難す毎年十二月に入れば風浪高く荷役の困難なること名狀すべからず一月以降に至れば港内一帶に氷結して其の厚さ一尺四五寸より往々四五尺に達することあるを以て碎氷船の入港することあるも多くは氷上馬橋を用ゐて船體に接觸せしめ貨物の揚卸をなすといふ如斯有様なるを以て大泊の二港は風と氷の障碍を除去するにあらざれば安全なる良港とは謂ふべからず四十二年一月七日の如きは駿河丸送に目的地たる大泊に拔錨すること能はず迂回してオフユコタンに陸揚げしたる事もありき

明治三十八年本島占領後民政署は先づコルサコフの東元大泊に渡航

民を收容せんが爲め大泊川の右岸に沿うて市街宅地七十餘區劃を施設し之を榮町と名付け次いで其の左岸の高丘上に所謂本町と稱する五百三十餘の區劃を立て、一般渡航民の使用を許可せり全三十九年四月大泊方面に市街區劃の測量を施し五百戸の建築を許可せるが今や既に九百七拾餘の家屋建設せられ漸く市街の体裁をなすに至れり素より百事創業の際なれば到底完全を望むべからずと雖も大泊方面の如きは建築に一定の制限を勵行したる結果比較的良く街衢の体裁を得たりと謂ふべし

大泊市街中最も殷賑なるは本町大通にして之に亞ぐは榮町及コルサコフ大通等なり榮町は大泊の海岸に沿へる平地にして大泊川北より西に流れ概ね低地にして濕氣多けれども本島領有後第一着に設けられし市街にして今は本島海陸交通の連絡地點として貨客の出入集散頗る盛なり

本町は榮町の北方高地に設けられ中央の十二間幅道路を大通とし東一條西一條西二條の三線に並行せり此地は實にコルサコフ市街の首脳にして人口稠密家屋櫛比し商業亦甚盛んなり本町大通の北端に記念橋あり橋を渡りて右折すれば即ち初音町にして二丁目三丁目は元と遊廓地なりしも兵舎新築の議ありて樺太廳病院側に移轉せしむ又記念橋より北西に進み通町を過ぎコルサコフ海岸機橋に達する幅員十二間の道路は則ちコルサコフ大通にして記念橋より延長九百七十六間なり之れに並行して其の南西に一條通二條通ありて共に一丁目に至るべし此附近に守備隊司令部樺太支廳郵便局學校病院測候所拓殖銀行支店等あり商業漸次繁昌せんとする傾あり然れども海産物商回漕問屋の大なるものは大泊にありて商業の中心をなせり其の商店の重なるものは大家七平支店(大阪)大針商店(石川)大戸支店(石川)回漕業者西谷鹽田安藤各支店(小樽)月本郵船株式會社代理店樺太回漕合資會

社、大野商店(小樽)佐々木(札幌)内山支店(函館)小瀧支店(小樽)其他十數軒の海産物商軒を並べて櫛比し實に樺太の關門たる價值を失はず明治四十年十二月末の調査に依れば

市街地戸數人口表

市街地	年別	戸數	人口
大泊	明治三十九年	一、〇三三	四、六七五
大泊	同 四十年	一、四五〇	五、二九八
豊原	同 三十九年	一四五	一、五〇九
豊原	同 四十年	五六一	二、〇七七
眞岡	同 三十九年	四二八	一、五九七
眞岡	同 四十年	七〇八	二、七八七

右の表に依れば大泊は實に眞岡と豊原とを合したる大きさに比敬すべ

大泊

大泊
 本島に重きを爲すも所以なきに非ざるなり。大泊は概して飲料水の
 良好なるものなく、唯コルサコフ大通に沿うて一の清泉あり、名づけて
 黄金水といふ。元楠溪に於ける栖原漁場の發見せるものにして、水質良
 く、水量豊なるを以て一般の飲料に供せらるゝも、其他は概ね水質悪し
 くして、飲料に堪へざりしが、民政署は數箇所に鑿井の工事を起し、木桶
 水道を敷設したれば、僅に悪水の飲用を免かれたり、市街の衛生は未だ
 不完全なれども、便所設置及び汚物掃除に關する規則を勵行し、或は屠
 牛場、火葬場、共同便所等を官設して、一般の清潔保持を圖れり。
 大泊の寒氣は實に驚く程にて、髯の濕氣は凍結し、火氣ある室内にても
 窓の硝子に氷張り、鐵器を握るときは、手指固着して放すべからず、強て
 之を放さんと思はば爲めに皮を剥ぐに至る。以て其の凛烈なるを知るべ
 し。故に肉類の貯藏には頗る便にして、幾日を経過するも腐敗すること
 なく、唯之を料理するに斧又は鋸を以てする勢あり、かゝる酷寒を凌が

んには毛皮製の衣類を要するなり。
 夏は蠅蚊頗る多く、晝間殊に甚し、夜に入れば漸く逃去りて、僅に其の累
 を免かるれど、壁虱なるもの出で來りて、身體を刺し、四五日痛痒去らざ
 る故、アンモニヤを塗布して、其急に應ずるといふ。壁虱なるものは、壁間
 に生れ、衣服には棲育せずといふ。
 物産は貂、獺、熊、狐、木鼠等の毛皮及び鱈、鱈、鮭、鱈等なり。
 海豹島 ロッベン又はチユレニとも云ふ。テルベルニア灣の東を限
 り、北緯四十八度三十一分、東經百四十四度四十三分に位す。其長さ七百
 米、突幅七十米、突高さ四十餘呎あり、砂濱によりて圍まれ、藪爾たる卓子
 状の一岩礁たり、されば島中一水の湧出するなく、且つ土壤なければ、樹
 木生せず、只砂濱少許の地にエゾラグルマ、ハマムギを見るのみなり。現
 今コルサコフ支廳の管區に屬す。此地は臘肺獸の保護地として、世界稀
 に見る處なれば、水産業者の注目すること大なり。明治四十年の如きは

臘肭獸の親獸二千三百餘頭仔獸一千二三百餘頭雜然として本島の東
 岸砂濱の地に集合し或は游泳し或は陸上に匍匐し牡々相噛み幼々相
 戯むれ以て本島の一異觀をなせり此獸は夏季は斯くして本島の極樂
 淨土に光陰を經過し秋季寒冷の季節に入るや悉く去りて南方本洲の
 東岸金華山犬吠岬房州附近にまで游泳し來り獵者の毒手に仆れ或は
 其の幼者は海獸の口腹に葬られ其の難を免れしもののみ來春再び本
 島に復歸しこゝに上陸するや母獸は直ちに分娩し爾來其の兒を哺乳
 撫育すること終始更らずして秋季に至るなり該獸の本島に來るもの
 は往時に於ては其の數甚だ多く一年一万五千頭を捕獲せしことあり
 しと云ふ我が政府は露國の遺志を繼承し該獸の保護に従事せるを以
 て數年ならずして其の成績大に見るべきものあらん尙ほ此の島に數
 十万の海鳥(ウリヤ、ロムビア)俗にロツベン鴨と稱す島上に群居し無數
 の卵子岩上に散點し其鳴聲の喧しき事耳を聳せんばかりなり眞に一

奇觀と謂ふべし又本島附近には魚類昆布等の分布甚だ多大なり

管内の村落
 大泊支廳管内の村落は大略左の如し

大泊	ムラグイヨフスコエ	チベサニ
メレヤ	サウイバーヂ	サウイチャノフスコエ
ベルワヤバーヂ	フタラヤバーヂ	ソロウイヨフカ
ミツリヨウフカ	リュトカ	第一ワスクレセンスコエ
第二ワスクレセンスコエ	ブラゴスロウエンスコエ	アラクリ
コールイムス	アルチルリリースカヤバ	ペールイカーメニ
ユカンキナレーチカ	アイロツブ	トンナイチャ
ヲボサキ	ヲチヨボカ	

大泊より南の方對馬岬エンヅマを迂回し灣の東岸に至らんかサウイ

管内の村落

管内の村落

ナバーチ、メレヤあり此メレヤは日露戦役の際我軍の上陸地點なり夫れより海岸に沿うてチベサニ、アラクリ、ムラグイヨスコエ附近は農耕地少なき故漁農兼業の農民を收容するに適し、サウスチャノスコエは大泊(コルサコフ)を距る北東約二里の所に在りて東海岸トンナイチャ、オチヨボカに通ずる道路に於て頗る牧畜には有望なり、ベルワヤバーヂ、フタラヤバーヂ、トレーチャバーヂ、ソロウ井ヨフカはコルサコフの西方一里乃至三里の距離の所に點在しアニワ灣に沿ひ且つ輕便鐵道の線路に當り交通甚だ便なれば將來漁農兼業地として繁榮すべし、ルウタカは樺太廳出張所のある所にしてルウタカ河に沿ひ上流には第一第二ワスクレセンスコエ、ペトロバウロスコエ及びブラゴスロウエ、シスコエ等の肥沃なる農村部落を控えアニワ灣及びルウタカ川に依りてコルサコフと交通する事容易なれば前記の諸村落及び近傍の漁場に對する物資供給の一小市場として將來多少の發達を見るに至る

べし、ソロウ井ヨフカより豊原(ウラジミロフカ)に至る本島の幹線道路に沿うてミツリヨフカあり此附近は豊原管内のリスウエンニチノエ、ホムトフカ及びバリシヤエラン等の諸村落と共に何れも土地肥沃に交通便利なれば農地として適當なり現に移住民の來住せる者も尠からず、ス、ヤ河口に近き貝塚(ソロウイヨフカ)には模範牧場あり附近には古代人類の遺跡多し貝塚村の西方ルータカ河口附近にも亦模範牧場あり其附近一帯は廣大なる森林地帯を控ゆ

其二 豊原支應管内

本區は其區域甚だ廣大にして殆ど全面積の半部を占む即ち西部山系を脊梁とし中失ミツリヨフカ、トンナイチャ湖口の北端と西海岸タラントマリを連ぬる線以北に於て眞岡支應管轄に屬する部分を除く北緯五十度線の國境に至る區域なり

豊原 豊原(ウラジミロフカ)は大泊(コルサコフ)を距る北方九里二十

四町の所にありて東海岸ナイブチ及び其の以北に通ずる線道路に沿ひ地勢は北東の方より漸次に低下すれど土地は一般に高燥なり、東方ス、ヤ山脈を控え西方はス、ヤ川を隔て、プリシチエ、ダリチエの農村平野を見下し又遠くベルニセツト山脈の南北に連亘し北はルゴウイオエ南はパリシヤエラニの農村に隣してス、ヤ原野の中樞に當り東西兩海岸地方に通ずる要衝なり此地は西曆一千八百八十二年露國政府の建設したる所にして戸數僅に六十に過ぎざりしが露國は殖民監督官を駐在せしめ寺院學校等を設け南部樺太にては大泊に亞ぐの名邑なりしならん又日露戰爭當時は露軍は此地を以て防禦の根據地となし健氣にも祖國の爲めに最後の戦を試み我國を惱ましたる彼の有名なるダリチエの密林戦は實に此地の西北約二里の所に開かれたる慘劇は今尚ほ歴々たる彈痕に當時を偲ばしめて人を戰慄せしむるものあり

此の地は實に我が樺太の南部平原に位し附近に幾多の殖民地を控えて所謂四通八達の衝に當り將來内部の開発に伴うて本島の主腦たるべき有望の土地なれば此の地を永久本島統治の中心點たらしめんとて明治三十九年以來新市街の建設に着手し東西十三町南北十四町餘大通を中央とし東西共に一條通乃至七條通の大道井然たる市街をなすに至り明治四十一年樺太廳をコルサコフより茲に移し其他守備隊司令部豊原支廳學校病院等見るに足るべく水道の設計電信電話の架設等大に整へり明治四十一年末調査に依れば戸數九百九十九人口三千七百三十六市街の西部には今尚ほ露國式丸木積の家屋を見るべし

落合 落合は舊名ガルキノウラスコエといふ豊原の北部各農村中の最も主要なる地にしてナイブチ、タコイ兩河の會合點に位し樺太廳の出張所を始め郵便局守備隊等設けらる露國時代には二等測候所監獄分署等ありて重要な地點たり西はナイブチ炭山に通じ北は榮濱に

シスカ 至るべく後來同炭山の採掘に着手せらるゝあらんか蓋し主要の地位を占むるに至るや必せり榮濱より北進し諸部落を経てシスカに達すべし

シスカ シスカはナヨロの東北五里の所に在りて幌内河口に臨み附近に漁場多く且つ船舶の碇泊に便なれば將來發展の望みあり現に支應出張所ありて幌内平野の關鑰をなせり其の北方半里ポロナイ河畔のシヤヂカレンにはギリヤーク、オロチヨン族等居住し彼等は名寄のアイヌと共に物資を此の地に仰ぐため往來するもの尠からざれば座ながらにして以上の各人種を觀察し得べし

管内の村落

豊原

パリシヤエラニ
トロイツコエ

リストウエンニチノエ
ブリヂネエ
ルゴツオエ

ホムトフカ
ダリネエ
ノオアレキサンドルスコエ

ススヤ
ザリシヨイタコエ
ニコライスコエ
ナイオロ
サカイハマ
東海岸サツサジ
コタンケシ
シヤチガレ
シルトルロ
モットコリ
タライカ
アカラ
タランコタン

管内の村落

ベレズニヤキ
ガルキノウラスコエ
ロマノフスコエ
セラルコ
タコイ
フンベトマリ
トイクシ
マクンコタン
カスポ
フレチシ
トバ
ペロチエレンスコエ
ズナメンカ

クレストイ
トブキ
ガザンスコエ
ナイブチ
ロレー
チャクレコタン
シスカ
チカボロナイ
フヌブ
プスタキ
ホイエ
イツノフスコエ
アドラドノフスコエ

管内の村落

ナデシジンスコエ
マロイチキノ

ウスベニスコエ
ボクロフスコエ

イリインコエ
アホットスコエ

シロウキヨフカよりウラジミロフカに至る本島の幹線道路に沿うて
 行けばミツリヨウフカの次ぎにリスウエンニチノエ、ホムトフカ及び
 バリシヤエラン等の諸村落あり何れも土地肥沃に交通便利なれば農
 業地に適し現に移住民も多数あり豊原より西すればススヤ川を渡り
 てブリジネエ、ダリネエ、トロイツコエの諸村落に至るべし又ダリネエ
 より密林戦の跡を訪ひて更に西すれば峻峻なる山道十六里を越へて
 西海岸真岡に至るを得而してブリジネエ、ダリネエ、トロイツコエの三
 村落は所謂ス、ヤ平原中地味最も肥沃にしてトロイツコエには樺太
 廳農事試験場あり豊原より幹線道路に沿ひて北行せばルゴウヲエ、ノ
 オアレキサンドルスコエあり又ノオアレキサンドルスコエの西方一
 里にス、ヤ、ブスタキありて何も耕作地に適し、夫れより北方ペレズ

ニヤキー、クレスイ、ポリシヨイタコエを過ぎて落合(ガルキノウラスコ
 エ)に至り又ポリシヨイタコエの北端にタコエといへるアイヌ部落あ
 り内淵川の流域にボクロフスコエ、ロマノフスコエ、カザンスコエ及び
 ニコライスコエ等の農村あり更に落合より幹線道路に沿ひコアロイ
 チキノ、ドヅキーを経て北に向ふこと約三里にしてナイプチ河口に達
 す河口にはアイヌ土人の部落ありナヨロに至る東海岸地方にも土人
 部落あれども土地瘦せて農耕に適せず内淵よりナヨロに至る途中に
 マヌイあり夫れより西海岸久春内に通ずる山道あり、マヌイは本島の
 最狭部にしてオタサン附近及びナヨロはアイヌ族多く居住し特にナ
 ヨロを以て名ありとす北方露領に至るにはナヨロより分岐して進む
 べし

其三、真岡支廳管内

本區は西樺太山脈西方斜面則ち日本海斜面の區域全部と海馬島を包
 圍す

括す

眞岡 大泊港の西方約二十九里の所にあり港内暗礁多く潮水之に
 觸れて波浪を起し西風或は北風の時は多少危険なれども船の碇泊に
 至便なると西海岸漁場一部の策源地なるを以て物資集散盛んなり殊
 に本島唯一の不凍港なるを以て市街を建設してより久しからざるに
 既に大泊を凌ぐの盛況を呈し戸數七百人人口三千餘ありて昨日の漁村
 は今や殷賑なる一市街となりて見る人をして驚歎せしむ
 新市街は海岸に沿うて建てられ舊アイヌ部落を中心とし南ポントマ
 リより北アラクワイに至る延長千五百二十間幅員約八十間なる市街
 なり街路は市街の中央より北端アラクワイに通ずる幹線を幅十二間
 とし之に並行する山手通及び南端ポントマリ方面を十間とし六十間
 毎に横道を劃し又各町の境界には幅十五間の火防線を設く
 樺太廳支廳郵便局學校病院等あり何れも露國式の舊家屋又は假建設

を充用す市街の中心は南濱町一丁二丁目より五丁目まで全部本町一
 丁目乃至四丁目までにして家屋櫛比商業盛んなり氣候はユルサコフ
 に比して稍々温和にして雪は三尺より四尺に至る他地方に比較せば
 寧ろ多し地味肥えて園藝に適し馬鈴薯の如きは特に風味佳なり此沿
 岸一帯漁獵豊富なれば耕作園藝等に努力する者少なきが如し

海馬島 アイヌ族の所謂トモシリにして主として火山岩より成
 り地勢突兀として高峻を極め同圍五里沿岸屈曲甚だしく岩礁多きも
 亦之が爲め良港を控え暴風の際避難すべき場所少からず附近は水産
 に富み海産(ト)の棲息するもの甚だ多し是島名トモシリ(ト)島の
 因て起りし所以にして後世誤りて海馬島と呼ぶに至りしなりと海産
 はアイヌ族の必須獸類にして彼等は之れを捕獲し其の肉を食ひ其の
 脂肪を飲み其の皮を細に代用す本島には海鳥亦甚だ多くエトピリカ
 及び數多の鴨類春夏の候群をして來るを以て島人陷穽を設けて之を

管内の村落

捕ふ明治四十年の捕獲高は五十萬羽に達せりといふ爰に支應出張所あり
 管内の村落 明治四十一年十月末の調査に依れば一千六百九十三戸七千三百五十人の戸口を有するが外に土人七十二戸四百八十六人清國人十一戸二十三朝鮮人十三戸二十二あり之が總計は七千八百八十一人にして多少の違算ありとするも八千人を出づることなるべしと今五十人以上を有する村落を列擧せば (明治四十一年十一月末調)

地名	戸数	人口	地名	戸数	人口
眞岡	七四七	三、二二六	トマ、ナイ	二五	九〇
ノタサン	一九二	六七〇	オハトマリ	二三	八七
トーブシ	三七	二二五	ラクマカ	二二	八四
ウラントマリ	三八	一九二	アツキブシ	二三	八一

五十人以下の村落は二十九箇所あり

スマルシトマリ	三七	一七九	ヒロツ	二二	七九
ホロトマリ	三四	一六七	テマトマリ	一四	七四
クメコマイ	三四	一五六	モシララボ	八	七〇
チシナイボ	三七	一五四	トコタン	一七	六六
アラクワイ	二四	一四八	ホレトケン	一五	五九
トンナイケシ	三四	一三八	アサンナイ	一五	五八
ラー	二四	一一五	チエンルンナイ	三	五四
ゼダレレンルン	二二	一一二	ボ	二	五二
ボンコタン	二六	一一〇	トロマイ	二	五二
タラントマリ	二五	一〇五	ウエントマリ	二	五〇
オコー	二四	九六			

露領の市街

露領樺太は我が樺太に比敵すべき地籍を有すれども北部は荒漠たる原野にして更に注意に値すべき者なく只僅にアレキサンドル府附近の稍々殷賑なるを見るのみ

アレキサンドル府は北緯五十度五十三分に在り一千八百八十一年

(明治十四年)の開港にして明治十七年に改めて洲廳を置き軍務知事駐屯して樺太全島の中央政廳所在地なりき氣候は我が大泊に比すれば

寒氣頗る強く凡そ七八度の差あり諸官衙屯營商館等櫛比し人口約七

千内外あらん夫れより南方一里半にしてドウエ港あり舊と中央政廳

の所在地にして殊に有名なる石炭の産地なるを以て頗る繁盛なり

ルイコフ府はツイモフスキ洲の洲廳所在地にしてアレキサンドル府を去る東南約二十里にあり東西海岸の中央にして四面山嶽を以

て圍繞せらる此府は一千八百八十年の開市にして全くの農村なれば

進歩甚だ遅々たりしも地味肥沃にして開墾着々成效するに至りしよ

り人口漸次増殖し殊にツイミ河の水流を利用して製造する麥粉の多量なるは大に注目するに足る

ピレオに於ける製材會社も亦注意を拂ふに足るべき規模にして四間

六間八間に十間の官舎又は社宅六棟及び製材所二棟を建築し機關仕

掛けの機械にて盛に製材し監督官として一名の巡查部長の下に巡查

四名冬營し又大學出身の林務官一名行政警察權を有し會社に對し監

督を行へり使傭人は夏期四百餘名あり冬季は三百名に減少し内二百

名は國境附近にて盛んに伐採し他の五十名は雜役に其他は木挽及鍛

工等なり勞働者は露人最も多數にして二百五十名あり他は一名の邦

人を除くの外悉く支那人なり

勞銀は露國人夫一日四圓乃至八圓にして支那人は一日平均二圓な

我が國の醜業婦はピレオ市に五名あり何れも怪腕を揮うて露國人

を満し一ヶ月最低八百圓より千三四百圓に上る好況を見て輸入の
 計画ありとは國家の爲めに忌々しき事なり
 ビレを起點とし亞歷山港に通ずる道程約三十二里間に電話架設せり
 此の工事は會社の附屬事業にあらずして官營なりといふ或は木材會
 社は英露兩國人の共同經營ならんとの世評あり

第五章 住民と營業

本島居住民は大體之を三種に區別することを得べし即ち日本人外國
 人及土人は是れなり漁季に際すれば渡航者頗る多く明治四十年六月の
 調査に依れば實に四萬七千八百三十一人の多數に上られども嚴寒と
 冬季交通不便の爲め大部分は歸航して永住者は僅に二萬人内外に下
 たり本島開拓に一大障礙を及ぼすは實に遺憾と謂ふべし天の我國に
 與へたる北門の寶庫を開かんには須らく永住の覺悟を以て渡航せざ

るべからず是れ本邦人の一大責務なり今四十年六月調査の本島住民
 を細別すれば

種別	戸數	男	女	計
日本民族	五、三二一	三、五〇七六	一〇、五二八	四、五六〇四
アイヌ族	一六二	九四〇	五九五	一、五三五
オロチヨン族	三七	一七九	一五五	三三四
ギリヤーク族	一〇	六七	四九	一一六
韓國人	六	一三	一	一四
清國人	四	一〇	一	一一
サンダー族	一	一	二	三
トングス族	一	三	一	四
スラブ族	六二	一三五	七三	二〇八

住民と營業

日本人の現状		トルコ人	計
—		一	—
—		五、六一五	—
—		三六、四二五	—
—		一六、四〇六	—
—		—	四七、八三一

日本人の現状 本島南部の我國の領域に歸して日本船舶の出入及び本邦人の自由渡航を許可するや鬱勃たる意氣を抱ける本邦人は續々渡航して

年次	種別		計
	男	女	
明治三十八年	三、四二三	三七九	三、七九二
明治三十九年	一四、六一六	三、一一三	一七、七二九
明治四十年	三一、四七六	八、七五四	四〇、二三〇
計	四九、五〇五	一二、二四六	六一、七五一

右表の如き好況を呈すれども明治四十年末の現在戸口を調査すれば

府縣	人員		府縣	人員	
	男	女		男	女
北海道	六、〇七一	一、九四三	岩手	八〇五	六六
青森	一、六二四	一六四	新潟	七二八	一三〇
秋田	一、〇四〇	一三三	石川	六一一	七七
山形	八二三	九八	富山	五一六	六八
計	—	—	計	—	—

僅に二萬に足らず近時漸やく開拓事業も其緒に就きたれば永住者の年々其の數を増加して本島の繁榮期して待つべきも只無資力者甚だ多きは本島經營上遺憾とする所なり左に渡來者の原籍別を掲げて參考に供せん

年次	種別	戸數	人口		計
			男	女	
明治四十年	—	四、七六五	一一、一六二	七、二一八	一八、二八一

(明治四十年末調)

渡來者は其の居住する所に依りて業務を異にする者
 は概ね商業又は工事に従事し村落に在る者は概ね農業又は漁業に従
 事す工業者は商業者よりも少なく漁業者は農業者に比して其の數遙
 に多し更に之を地方別にすればコルサコフは商業者最も多く、ウラ
 ジミロフカは農業者多く、マツカは漁業者多し、而して未だ一定の職業

日本人の現狀

和歌山	京都	岡山	高知	埼玉	奈良	佐賀
二九	二二	二二	二〇	一五	一七	一〇
二	五	四	一	四	一	一
三二	二八	二七	二二	一九	一八	二一
熊本	福岡	長崎	鹿児島	宮崎	合計	
六	五	六	五	二	一四、六二六	
五	五	一	〇	〇	三、一三二	
二	〇	七	七	五	二七、七二九	

福井	福島	宮城	鳥取	茨城	東京	山梨	滋賀	長野	三重	愛知	神奈川	徳島
二九九	二九三	二四〇	一七八	一二七	九三	九一	七三	六九	六〇	六二	六六	六〇
四九	五一	五四	二二	二五	三〇	二〇	一五	二	一五	二	七	〇
三四八	三四四	二九四	二〇一	一五二	一二三	一一一	八八	八〇	七五	七四	七三	七〇
千葉	島根	兵庫	静岡	栃木	山口	香川	大分	愛媛	大阪	群馬	廣島	岐阜
五九	四九	四六	五一	四七	四三	四二	四四	三六	二九	三〇	三二	一八
七	八	九	四	四	五	四	一	六	八	七	六	三
六六	五七	五五	五五	五一	四八	四六	四五	四二	三七	三七	三七	三二

日本人の現狀

日本人の現況
 を得ずして時に随ひて各種の勞働に従事する者亦少からず然れども
 一時の奇利を博せんとして渡來せる者は毎年十二月末より翌年三月
 末に至る間は寒氣烈しく航海殆ど杜絶し官私の事業も亦大低休止す
 るを以て多くは歸航して寢寔となり諸營業者は收利漸く薄く生活の
 状態は又前日の如くならず中流以上の者は事業經營の計劃時期とし
 て極めて消極的の方針を取り中流以下殊に勞働者の如きは採薪伐木
 製炭及び運送業等に從事して僅に其の生活を持続するに過ぎず然れ
 ども永住者漸次増加して本島占領以來二三年に過ぎざるに住民以前
 に六倍し新築家屋の増加物資の豊富通信事務の擴張一部鐵道の開通
 等昔日の面目を一新し其他鑛山森林鐵道電話土木建築等の事業今後
 相踵いで起らんとするの狀況なるを以て住民何れも前途に希望を抱
 き不撓不屈日夜其業に勵むの結果日常生活に窮乏を訴へて官の救助
 を求むるが如き者なきは大に人意を強うするに足るべし若し夫れ農

工商業等に至つては後に詳論する所を見らるべし
 外國人の現況 明治四十一年の調査に依れば南樺太に居住する諸
 外國人は差表の如し

國名	管轄區	コルサコフ	ウラジミロフカ	マウツカ	合	計
露國	獨逸	一三二	三八	六四	二二三	二二三
清國	韓國	一二	二五	二七	二七	二七
猶太	波蘭	一	三五	三六	三六	三六
土耳其	獨逸	一九	一	四七	四七	四七
計		一四四	八九	三八	三七一	三七一

外國人の現況

甲、露國人は九十二年二月二十四日なるが之を今より十年前西曆一
 千八百九十九年の調査に係るコルサコフ府在住露人男三千五十六人
 女八百七十六人小兒千百五人合計五千三十七人に比すれば實に四千
 八百餘人の減少なり更に之を尙ほ現存せる露人家屋二千五百戸に徴
 せば戦争以前より甚だしき減少を見るなるべし是れ我軍隊の本島占
 領中之を露國に送還し又は平和克復後彼等の希望に依りて本國に歸
 還せしめたるに依るものにして現住者たりとも永住の希望を有する
 もの殆どなく多くは其の所有財産の處分其他の事情のため止むを得
 ず一時残留するに過ぎざれば今後益々減少して遂に片影を留めざる
 に至らんも知るべからず彼等は皆流刑農民若くは其家族にして性行
 素より善良に非ざれど從順にして能く我官憲の命令に服従する而已
 ならず本邦人との交際も亦能く圓滿を保てり生活状態は依然農を營
 むものなれど家屋牛馬を賣り拂ひて徒食するものあり或は麵麩を製

造するもの運送其他の勞働に従事する等一樣ならざれども日常の生
 活に窮して憫を人に請ふが如きは斷じて爲さざるなり然れども言語
 風習全く異なる本邦人の間に伍して生存競争を試みるは彼等の不
 快にして且つ不利なる所なるべければ漸次彼等は本國に歸還せんと
 努むるものゝ如し

乙、清國人の本島に居住するもの二十七人あり彼等は十數年前より
 領露浦鹽斯德に渡り更に本島に來れるものにして昆布採收を常務
 とす未だ獨立して營業するもの無く總べて下等の人物のみにて教育
 資産なく歸國の意思もなく木挽職若くは漁場雜役等に安ずる様見る
 も氣の毒なり韓國人の三十六人も眞岡大泊附近に在りて清國人の如
 く全く無意味なる生活をなし居れり

土人の現況 茲に所謂土人といへるは露國に國籍を有するアイヌ、
 ネリヤーク、オロチヨンの三種族を指せるにて本來は露國民なれども

我領土に住居する者に對しては我政府銳意補導の道を講じつゝ、あれば便宜上之れを分離したるなり最近の調査に依れば

人種別	戸數	人口		計
		男	女	
アイヌ人	一九〇	六二二	五四一	一、一六三
ギリヤーク人	一〇	一九	一八	三七
オロチョン人	一一	五四	三七	九一
計	三〇三	八四二	六七六	一、五一八

甲、アイヌ人は本島南部に於ける最古の占據者にして彼の交換條約の結果露國々籍に編入されしも元は我が臣民にして本島には頗る勢力を有したりき其の祖先は我が北海道宗谷アイヌの移住したる者ならん今日尙ほ一千百六十人の居住者あれども曾て間宮林蔵が官命を帯びて調査したる二千八百四十八人に比すれば一千七百人を減じ明

治三十六年コルサコフに駐在したる野村領事の調査に係る一千三百十人に比すれば百五十人を減せり其理由は千島交換の當時北海道に退去したる者と明治二十七年及び三十年に流行したる天然痘に斃れたるにも因らんか多くは生存競争に劣敗して漸次衰運に赴くは各國歴史の證明する處にして政府は保護獎勵するも往時の觀を呈すること到底不可能なるべし
彼等の性行及び生活の狀態は北海道のアイヌと大差なく部落は孰れも河川に沿うて東西兩岸に散在し島の内部には唯僅かに一人あるのみ家屋の構造は稀には露國式の丸太造の者あれど多くは所謂アイヌ式の倭屋にて素より採光換氣の注意なく且つ不潔極まれり性質は概ね素朴にして風俗は野鄙なり近親相婚し老若相配する如きは更に怪しまず文字もなく曆もなく智識甚だ劣等なり職業は漁業及び獸獵にて兼ねて大槓を使用するに巧みなり漁業は不完全なる曳網又は釣健

を用ゐる犬の飼料には鮭鱈を與ふるを以て之を繩に張りて乾燥する様
 は恰も農夫が麥を乾すが如く其莫大なる事始めて見る人を驚天せし
 む漁期終れば更に山野に入りて獸獵に従事し而して漁獵の收穫物は
 自家用に供するもの、外は賣却し又は他物と交換す犬糧は冬季に於
 ける交通機關として最も本島に適し獨り彼等の爲めに専用さるるの
 みならず一般の交通上に便利を與ふること多し露領時代に冬季航海
 杜絶すればコルサコフ及びアレキサンドル間の郵便遞送に用ひしは
 最も利用の途を得たりと謂ふべし然れども犬糧使用區域はシスカ以
 南にて其以北はギリヤーク人が馴鹿をして糧を曳かしむ
 以上は一般の生活状態なれども其間に於て智識の程度生活の程度等
 自ら甲乙あり即ち南方の者は北方の者に優り西海岸は東海岸に優れ
 り殊に其酋長と稱する者の如きは食ふに米穀あり臥するに毛布あり
 室内には時計其他の調度を備へて稍々贅澤なる生活をなせり言語は

アイヌ語を用ふれど日常必要な露語に通じて露人と談笑し又日本
 語にも通じて業務を辯せり然れども生存競争場裸には到底敗者たる
 を免かれざるを以て政府は能く之れを保護扶導するに努めざるべか
 らず

乙、ギリヤーク人は本島に生活するのみならず黒龍江の流域及びオ
 ホック海沿岸の大陸にも散在せり或は亞米利加より來れるとなし或
 は亞細亞固有の人種なりと説くものあれど未だ定説なし祖先は大陸
 より移住し來り先づアレキサンドル地方の一部に占居し漸次に南下
 したるものならん故にアレキサンドル洲最も多くツイモフ洲之れに
 次ぎ我が領内には最も少なし彼等の部落は東海岸シスカ附近即ちポ
 ロナイ川ロシヤチガレ村ドバレ村及びホイエ村等にして一定の居宅
 なく温暖の季節には河畔に出で、漁業を營み寒冷の季節には山間に
 穴居して獸獵に従事し從つて其の家屋も木皮等にて覆ひし假小屋な

巧に犬種又は馴鹿を使用するを以て露領時代には冬季間唯一の交通機關として郵便物を運送せしめたり、日常の食物はアイヌ人と同じ主に鮭鱈なれども常に準備を怠りて毎年十二月に至れば食糧缺乏し海上の結氷に穴を穿ちコマイと稱する小魚を釣り或は海豹を捕へて食用とし其脂は煮焚に用の皮は衣類履物等を作る性質遅鈍にして到底永續すべき人種にあらざる如し

丙、オロチヨン人も本島及黒龍江上流沿海州イムベラートルスカヤ灣附近の大陸に散在し或は大陸より移轉したりと説き或は往古本島に居りしチンチ人種の殘族にて南部よりアイヌ北部よりギリヤーク人に驅逐されツイミ谷地に遁入し其一部分が大陸に逃げ去りしなりとの説あれど未定なり本島中最も多數なるはツイモフ洲にして我が領内之れに次ぎアレキサンドル洲には一人もなし現今我領内に於ける彼等の部落はギリヤーク人と同方面にしてラルベラア岬以北の東

海岸よりポロナイ河流域に涉つて點在せり、彼等の重なる財産は馴鹿にして従つて各人皆多少之を所持せざるものなし多きは一戸にて數百頭を有するものあり生活の状態はギリヤーク人と同様にして更らに是より劣等なりとは可憐の人種ならずや、

犬の使用法

近藤重藏の記述する所に依ればカラピト夷人は犬を使ふこと國地の牛馬を使ふよりも巧みなり其犬を仕込むには初め狗子の時より良犬と驚狗を相して若干價を以て賣買す、犬の陰囊を切り去り馬を繋ぐが如く常に兩方へ杭を立て左右へ繋ぎ置なり其舟を牽くは海鱧の皮を細く割て繩の如くにし(夷稱トナリ)犬の頸へ結びつけ國地の引き舟の如くにし舟中には船頭夷人のみりて衆犬は雁行して海濱を走るなり其制犬の頸間へ輪を嵌めて繩を掛け四五匹又は六七匹も數珠つなぎに結び連ね牝犬一匹を輪を嵌めずして放ち行く道先きとなさしめ船頭夷人其牝犬を指麾すれば牝犬即ち聲をなして走

之を見て衆犬皆隨ひ走るなり凡一丁程も行けば牝犬又自ら聲をなして走る衆犬又従つて力を用ひて走るなり幾里も皆此の如し海岸岩石の出崎に至れば衆犬皆海中へ遊ぎ入り折旋して崎を廻すなり然かせざれば出崎の磯へ舟つかへて進み難き故なり一日行くこと凡そ七八里犬の智も亦奇なり初め舟に駕せんとするとき船頭夷人繩を手にして犬を呼べば衆犬みな走り來りて頭を搖し尾を掉り繩を受くるを快とするものゝ如し

又カラフトの犬を内地宗谷へ渡して試みに物を牽かするに牽かず宗谷の犬を樺太へ渡せば能く衆犬と同じく物を牽くことぞ又蝦夷草紙後篇に

カラフト島の犬能く舟を引くなり小船一隻に犬六七匹綱を犬の首に懸る輪ありて蝦夷人此綱を手に持ちて犬を呼ぶに進み來りて首に懸て海濱の岩流水等の綱に支ふる所は傍に除て通り綱の懸らぬ様に引

くなり或は冬に至り氷の上を蝦夷人の帯に綱を付けて犬に引かせ蝦夷人は足に板を履く歩ますして杖を突き遠路に至ること安しと云ふ

馴鹿の使用法 東部タライヲリカタ邊にツナカイと云ふ獸あり鹿の如くにして丈け高く頸長く臑に四五寸の毛あり斑紋ありて角は平かなり此獸能く物を牽くこと牛馬の如し雪中に夷人兩足に櫛を着く其櫛は木にて作り幅六七寸長四尺許鼻を反らして裏へ海豹皮を張り左右の縁へ鯨の骨を鋌にて打堅め滑にして走り易からしめ草鞋の如く草緒にて足へ結びつけ扱手には棒を持ちて左右に互に突張り舟の楫を取るが如くにし其身の帯より繩を出してツナカイの頸に結びつけ牽かすなり一日雪中二十里は行くべしと云ふ舟に帆を以て走るが如く目眩するほどに覺ゆと云ふ

諸營業の状況 諸營業者は概ね皆市街地に居住するを以て三十八年八月以來各市街の發達に伴ひ其數も亦著しく増加せり則ち去四十

藝妓	娼妓	酌婦	荷馬車	乘馬車	人力車	渡船	舩船	小廻船	汽船取扱	理髮屋	湯屋	雇人口入
八一	二五	八七	八五	五六	〇三	一〇	五	七	四	二	二	六
三五		五三	二五	一五						三三	三三	一三
四五	九	六四	二二	二二	二二	二八	二	二	一	三三	三三	八
一六一	三四	二〇四	二二	二二	六三	三八	六	二六	八	七	五九	二二

前掲の状況

年十二月末の調査に依れば各支應管内を通じて二千二百六十四人の如き一時の利益を目的とする者なり而して此等營業者に對し四十年四月權太廳を設けられてより内地の税制に依らず凡べて經少の税金を賦課することゝなれり但し年々冬季に際して渡航者の大半歸還し在住者の數大に減少するを以て營業上亦之れが影響を蒙るを免かれず

(四十年十二月末現在)

營業者調査表

種別	支應別	大泊支應	豊原支應	眞岡支應	計
宿屋	二九	二六	四四	九九	
下宿屋	九	四	四	一七	
料理屋	五二	二五	四三	一二〇	
飲食店	一七	〇	一七	五四	
貸座敷	四		四	八	

仲	酒	古	藥	製	彫	印	寫	物	洗	裁	倉	問		
買	類	物	種	商	商	造	刻	刷	真	賣	濯	縫	庫	屋

九 三 〇 四 二 七 四 四 五 三 四 五 四 三 一 三

三 四 一 | 一 | 一 二 〇 三 五 | 二

二 六 八 一 八 | 一 五 二 八 四 三 六 一 〇

九 四 二 六 四 五 五 二 七 四 九 一 〇 三 四 三 五

請	污	代	寄	劇	遊	遊	遊	俳	牛	屠	賣	質	
負	物	書	席	場	藝	技	藝	優	乳	搾	獸	肉	屋

請買物の状況

五 一 二 二 二 三 一 九 六 三 八 二 六 五

一 五 一 八 一 一 一 | 四 〇 二 一 五 三

一 四 | 三 | 一 二 三 三 二 一 一 八 二

八 二 三 三 四 六 四 一 六 二 八 六 〇 三 九 二 九

第六章 教育と衛生

國民は國運發作の原動力なれば之れが智徳を研磨し健康を保維するは國家の一大重要なり去れば何れの國に於ても國民の教育衛生を忽諸にする者なきも人煙稀薄に交通不便なる本島の如きは勢ひ設備不
完全たるを免かれざるは止むを得ざる事なるべし左に之が既往現狀を略述せんに便宜上露國時代と我が施政とに分たんとす

露國時代 西曆一千八百九十九年露國の調査に由ればアムキサン
ドル洲に十校、ソイモフ洲に九校、コルサコフスキー州に八校全權太を
通じて二十校之れが在學生は男女合計六百三十人即ち平均二十五人
足らずの生徒あるに過ぎず其後一千九百一年の調査には校數三十六
全兒童七千五百十二人の中學齡兒童は二千四十五人にして就學せる
もの九百五十九人に達すれども而かも平均一校三十人に足らざるに

露政府は年々四千留一留は我が一圓二錢八厘を補助して教育の發達
を圖れども一校平均僅に百十一留に過ぎざれば到底之が發達を見る
こと能はざるのみならず教師も多くは流刑農民若くは囚人の少しく
文筆を能くするものを採用したるを以て月俸は十留乃至三留に節約
することを得たれども資格を有せるもの僅に三人のみなりしかば成
績更に擧らず學校の名を存するのみなれば露國も茲に大に悟る所あ
りしと見え一千九百一年の後半期よりは新に視學官を設け三十六校
中の十校を選奨して文部省の直轄となし毎年一万留を支出するに至
りしより十校の教員には年俸六百留と官舎とを支給し有資格の教師
を招聘し視學官をして監督せしめしより面目を一新して將來に囑望
せらるゝに至れり其の外二箇の學校ありて一は露國皇后の補助の下
に設立せられ流刑人家族保護會所屬サガレン島救兒院内の學校にし
て一は本島在勤官吏の子弟に設置されし中學豫備學校にして此二校

の如きは設備完全にして成績も亦良好なりき
 我國の教育 南樺太の我有に歸してより渡航者及び移住民の激増
 せるより明治三十九年八月七日始めて官費をもつて豊原に樺太第二
 尋常高等小學校を開設してより同年十月一日大泊に樺太第一尋常高
 等小學校同月五日真岡に第三尋常高等小學校を設置し其の他の村落
 には私立簡易教育所の設置を認可し其の經費の幾分を補助し來りし
 が明治四十一年四月以降より少學校令を準用し内地の例に依ること
 せり

四十一年末調査に依れば全島を通じ各廳立及び私立補助小學校を合
 せ就學兒童總數二千十九名にして内百四十三名は高等小學校兒童他は
 悉く尋常科生なり教員總數四十五名内女教師六名にして三市街小學
 を除くの外各農村の補助小學校に在りては教員は殆ど一校一名の有
 様なり今三十九年開校以來三市街地の在校兒童數を比較すれば左の

如し

校名	年次	尋常科		高等科		合計
		男	女	男	女	
大 泊	三十九年度末 開校	七六	八二	二八	二六	二二二
	三十九年度末	一四五	一二三	三五	三八	三四〇
豐 原	四十年度末	二三七	一九五	九八	六一	五九一
	四十一年度末	三〇二	二五〇	二九	三〇	六一九
眞 真	三十九年度末 開校	一〇	五	三	一	一九
	三十九年度末	二二	一四	八	二	四六
眞 眞	四十一年度末 開校	一〇六	七〇	三〇	一五	二二二
	四十一年度末	二二三	一五五	二二	二二	四二二
眞 眞	三十九年度末	二八	四四	一四	一一	九七
	三十九年度末	四四	五六	二九	一八	一四七

岡	
四十年年度末	一七三
四十一年年度末	二二一
増減	一六四
男	二一〇
女	八八
合計	二九八
教員	五〇
施設者	二
合計	四七五
増減	四六一

在籍兒童數は各地に於て逐年増加せるは其理由素より怪むに足らざるが右の中移應等の事あり人口の移動最も激しかりし大泊の四十一年度未現在の兒童數は前年度に比し減少せざるのみならず却つて増加の傾あるは一考に値すべく其他豊原の在籍兒童數は前年度に於て劇増し眞岡の兒童數は平均數を保てるは偶々以て大泊豊原の澎脹の勢熾んなるを見ると共に眞岡の發達は固定的に傾けりとの部分觀察をなし得べし本島小學校教育上の缺點は在籍兒童の國別種々雜多にして風俗言語等の異例は教授上に及ぼす困難の鮮少なからざるも生活基本の固定せざるが爲め人口の動搖甚だしく従つて兒童の入學退學頗る頻繁なるに依り學力平均上困難なる事等を重なるものとす猶ほ

從來の二部教授法は一大缺點なりしも各市街地の校舍増築と共に漸次改善の緒に就かんとするは慶すべし
私立學校の漸く發達せるは四十年末にして當時は

私立學校表

(四十年末調)

名稱	所在地	創立年月日	尋常科		高等科		合計	教員	施設者
			男	女	男	女			
ダリネー簡易教育所	ダリネー	四十年一月八日	一七	一七	三	二	九	四	岡村留太郎
ホムトフカ簡易教育所	ホムトフカ	三十九年十一月三日	一九	一五	三	三	三	三	的場岩太郎 外一名
トロイツコ簡易教育所	トロイツコ	同十一月十八日	三	二	一	三	一	一	石山松吉
クレストイ簡易教育所	クレストイ	四十年七月廿四日	七	六	一	二	二	一	高橋源左衛門
南樺小學校	エラニシヤ	同二月二十一日	七	一〇	一	二	一	一	大畑又六郎 名一名

此の外大泊支應管内にベルワヤバーチ、チビサニ、ルータカの三部落、豊原支應管内にルゴウオエ、ノオアレキサンドルロフニコエ、ペレスニヤキ一の三部落、眞岡支應管内にデモトマリ部落に兒童の教育をなすものあり然れども元より不完全なり

我國の教育

五校百八十五人の児童ありしが四十一年中私立小学校補助規則發布せられ成規を設けて種々條件の下に發達を促進せしより私立小学校は二十校を數ふるに至り權太廳は既に補助月額六百六十二圓を支出しつつあり

各私立小學校現況表

(明治四十一年度末)

校名	児童		合計	補助月額	教員數
	男	女			
ペルワヤバーチ	三七	七七	四四	三三	一
チベサニ	二一	四七	一八	三三	一
ルータカ	二三	三三	一七	三三	一
ワスクレセンスコエ	一九	三七	一七	三三	一
ダリネエ	二三	四七	一七	三三	一
トロイツコエ	四六	三七	八三	四九	一

校名	児童		合計	補助月額	教員數
	男	女			
北大(在バリシヤヤ)	二三八	二二五	三三八	三三	一
ノーアレキ	二〇	三三	三三	三三	一
クسنナイ	一〇	二二	三三	三三	一
ルゴウオエ	四	五	九	三三	一
敷香	四	五	九	三三	一
ポリシヨエタコエ	五	五	一〇	三三	一
ガルキノウラスコエ	六	八	一四	三三	一
クレストイ	五	九	一四	三三	一
トマリオロ	七	九	一六	三三	一
野田山	二五	二二	四六	四五	一
ス、ヤ	一〇	九	一九	三三	一
ブスタキ	不明	不明	不明	不明	不明
トーブツ	不明	不明	不明	不明	不明

土人の教育 衛生一斑

明治四十二年二月更らにラクマカ、泊尾老、北名好の三私立小學校に補助を交附し通計二十五箇所あれども其内容は未だ詳しく知るを得ず

土人の教育 本島領内に居住する土人即ちアイヌ人ギリヤーク人及びオロチヨンは無智蒙昧實に憫むべき人種なれども早晚我が國民となるべきを以て保護扶掖すべきは又國家の急務なりとす故に先づ之が教育の第一着手として西海岸に四箇所の土人部落を設け漸次擴張して本道土人の教化を行はんとす

衛生一斑 傳染病は本島占領以來二三の腸窒扶斯患者と實扶埕里亞患者の發生を見るに過ぎざりしも明治四十年八月豊原附近に於て赤痢病發生し一時蔓延の狀ありしが豫防救治其效を奏し廣く病毒を散蔓せしむるに至らずして燼滅せり今四十年中の傳染病發生地及び其の數を擧ぐれば如左

明治四十年中傳染病患者表

發生病別	腸窒扶斯		實扶埕里亞		赤痢	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
大泊	二	一	一	一	一	一
豊原	四	五	三	三	二	二
眞岡	三	三	一	一	一	一
クスンナイ	一	一	一	一	一	一
コモシララホ	一	一	一	一	一	一
トーブツ	三	二	一	一	一	一
ガリヂネー	一	一	一	一	一	一
バリンヤヤエラ	一	一	一	一	一	一
ニ	一	一	一	一	一	一
ホムトフカ	一	一	一	一	一	一
チリネー	一	一	一	一	一	一
計	二四	二三	一	一	三	三

衛生一斑

明治四十年中病種別表

病種別	月次												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
傳染性病	八	一	二	二	五	二	九	二	八	一	一	一	一〇三
皮膚及筋肉	三三	三五	二八	五三	六一	六五	五三	四四	三三	三九	四一	四九	五三二
骨及關節病	六	三	一	六	一	一	四	一	一	二	一	一	二七
血行器病	一一	二二	三一	六五	六一	四一	六〇	四四	三三	一四	二	九	四〇三
神經及五官器病	六一	五三	四九	五三	八二	八一	九七	六六	六〇	五三	三三	四二	七三〇
呼吸器病	四五	三三	三三	八二	一一〇	六三	七五	六〇	五九	四八	三三	三四	六九〇
消化器病	四六	四八	四七	七八	九五	七九	一〇五	二二七	八三	六二	七〇	二七	八六七
泌尿生殖器	二四	〇四	〇二	八二	九一	七三	四一	八七	八一	八八	九二	二五	〇六九
外傷性死													二
中毒症				三									四
合計	三二四	二九八	二九三	四三六	五一七	四一五	四四四	四四四	三五七	三二四	三〇四	二七七	四三三

居住民の家屋は過半粗造にして防寒十分ならず然れども幸にして越
 年者中之が爲めに著るしき疾病を醸したることなく唯三十八年に於
 て越年漁夫中脚氣に罹りたる者あれども三十九年には十四名同四十
 年には四十五名の脚氣死亡者あり人口繁殖と共に上下水の改良を
 ると共に屠畜場便所及び墓地火葬場汚物掃除の機關等を完備する
 共に湯屋宿屋料理店飲食店理髮店等取締規則を勵行して着々改善の
 實を擧ぐるに努めつゝあり

樺太の醫師 樺太廳醫院は明治三十八年大泊に創設し尋いで豊原
 眞岡の二箇所に分院を設置してより公衆の診療に従事せしが眞岡は
 免許醫師の渡來開業するもの増加し診療に關する設備も稍々整頓す
 るに至りしを以て明治四十年九月同分院を閉鎖せり大泊及豊原は卅
 九年より四十年に涉り醫院建築落成を告げ諸般の設備も亦漸く整頓
 せり現在の職員は醫院長醫師七人藥劑師一人及之に相當の助手書記

樺太の醫師

樺太の醫事

看護婦若干名あり
 開業醫師も年々渡來するが四十一年六月までは大泊に四人豊原に二人眞岡に六人西海岸チヨホマナイボ、オコーに各一人あり假開業免許を有する者は西海岸ノタサムに一人あり其他の地方は一般に人口稀少にして十分の收入を得るの見込なく獨立開業する能はざるの事情あるを以て明治四十年中假開業免狀を有する醫師を撰擇して囑托醫となしシスカ、ガルキノウラスコエ、ルーカ、クステンナイ、ナヤシの各支應出張所に配置し學校衛生、健康診断、防疫、検視、救療等の事務に従事せしめ傍ら公衆の診療に應せしむることゝなせり

樺太の宗教 露國の本島を以て一大監獄となしたる觀ありしを以て宗教上に關しては特別の注意を拂ひたり即ちコルサコフ、ペレズニヤキ、ガノウラスコエの三箇所に監獄寺院を設け僧官には年俸一千圓を給しコルサコフ在勤僧官には別に二百圓を加俸し其他の部

落にも亦寺院教會堂を設置して其の國教たる希臘政教の布教傳導に勉めたりしが我が軍隊の本島を占領するや教徒の多くは本國に歸りて我が佛教は遂に本島教界の使命を左右するに至れり

眞宗本派本願寺にては三十八年五月獨立第十三師團の出征するや五名の從軍布教使を使はし同年九月新にコルサコフに樺太開教總監部を置き連枝以下數名の僧侶を派遣して布教に従事せしめ翌年五月コルサコフの假本堂落成を期として同月二十一日眞宗開山見眞大師の誕生紀念日に盛んなる遷佛式を執行し七月二十三日法主大谷光瑞師は裏方壽子及連枝大谷尊重等を隨へて來錫したれば島民の歸依する者次第に増加し北海道開教總監部を合併し總監代理の名の下に連枝一人を大泊に駐めて専ら布教に従事せしむ

眞宗大谷派本願寺は三十八年九月布教師一名をコルサコフに派遣し三十九年七月中寺院敷地の貸付を受けウロジミロフカ、マウカ等に

樺太の宗教

樺太の交通

説教場を設け現に六百戸の信徒ありと云ふ
 曹洞宗は十勝帯廣の永祥寺住職織田活道といへる者三十八年九月
 單身來航して布教の視察を遂げ本山に具申して三十九年六月コルサ
 コフ及マウカに寺院を設けてより漸次勢を得て數百戸に達せんとせ
 り淨土宗は三十九年七月ブリジネー村に教會所を設けて布教に努め
 日蓮宗は三十九年四月渡來したれども同年十一月に至りて始めてコ
 ルサコフに日宗會堂を建築して各自派宗教の宣傳に勉めつゝあり

第七章 樺太の交通

開拓事業を大成せんと思せば交通機關の設備を完うせざるべからず本
 島の露國統治の下に在りては單に流刑地たり漁業地たるに過ぎざれ
 ば交通機關の設備不完全たりしは今更絮説するの要なけれども一旦
 我領有に歸してより政府は銳意之が完成に全力を注ぎ鐵道の敷設道

路の開鑿港灣の修築郵便電線の擴張等大に其の面目を改め漸次其の
 完成を期すると共に開拓も従つて一進轉を見るに至らんとす今最近
 の狀勢を記さんに

鐵道 大泊よりソロイヨフカ、ミツリヨフカ、ホムトフカ等を過ぎて
 豊原に至れる中央凹地帯に延長二十九哩の輕便鐵道あり三十九年九
 月上旬起工して六十日間に速成したるものにして始めは軍需品輸送
 の目的にて敷設したるが四十年五月以來樺太應は之を公衆使用に供
 し旅客貨物の取扱を開始せり列車の運行は一日三回往復せり本線は
 他日豊原より北方は榮濱(サカヘハマ)に、西方は眞岡の不凍港に達し以
 て冬季間も内地の旅客荷物の運輸を計るに至るべし

旅客乗車賃

(三等賃錢)

自	至	豊原	ホムトフカ	ミツリヨフカ	ソロイヨフカ	トレチャバチ
コルサコフ	八〇	六四	四六	二九	一一	一一

道路 本島の道路は左の六幹線にして驛遞及び宿料賃錢を略記すれば

一、大泊國境間の道路 豊原ガルギノウラスコエ、ドブキ、ナイブチを經東海岸に沿うてナヨロに至り幌内河を溯つて露領オノール、アレキサンドルに達す、此の道路は露國時代の築造にして路幅三間乃至四間あれども構造甚だ粗惡にして一朝降雨の時は忽ち泥濘馬脚を没し特に大泊ソロウ井ヨフカ間の海岸線は波浪の爲めに襲撃せられて危険少ならずれば民政署は新に山道を開鑿して海岸線を廢棄せり、ナイブチよりナヨロまでは一定の道路なく或は海濱砂礫の上を歩み或は密林伐開の間を通りて人馬の交通屢々杜絶するを以て三十九年夏大泊ドブキ間の道路橋梁を改修し今日にては二十二里の行程車馬安全に通ずるを得べしドブキ以北國境までは道路不完全なるを以て旅行者は豫め準備せざるべからず此地方には冬期交通の機關たる

犬橋を用ひて乗客は勿論重量四十貫目内外の荷物は彼の犬橋を以て一日二十里を運搬すること易々たり

二、豊原真岡間の道路 樺太の内部と西海岸とを連絡する道路にして豊原よりダリネエまで二里間は露國時代より開けて車馬自由に通行し得れども夫より以西真岡まで十六里は南樺太の山脈連互してルツタカ河其間を流れ山嶽重疊地勢頗る險阻なりし爲め露國も之を投棄し居たりしが我政府は本道路の必要なるを認め三十八年初夏僅々五十日間にして幅四間の道路を竣功し大小百餘の橋梁を架し三里乃至五里毎に驛遞を設けると共に豊原真岡に電線を架設して通信を開始するに至れり

三、マヌエ、クスン、ナイ間の道路 此の道路は北緯四十八度附近の樺太中最も狭小なる部分の東西兩海岸を連結するものにて延長約八里交通上重要な線路なり

四、大泊、オチヨボカ間の道路 此の道路は亞庭灣沿岸と東海岸の連絡線にして大泊を起點としサウスチャノスコエを過ぎキムナイ川を涉りトンナイチャ湖畔に沿うてオチヨボカに達する延長十五里の道路なり沿道に農村漁村多ければ不日改修せらるゝならん

五、豊原、ルウタカ間の道路 此の道路は豊原より起りブリジネ、トロイツコエ、ウスベンスコエ、ベトロバウロスコエ、ワスリリセンスコエ等を経てルウタカに達する者にして延長十一里ありルウタカは現今樺太廳出張所所在地にして附近は地味肥沃なれば農業地として將來發達の望あり然れども冬季交通不便にして僅に馬橋を通じ得るのみ、ルウタカに至る捷路はソロウ井ヨフカの渡船場よりス、ヤ河を渡れば海岸僅に四里にして至るを得べし又アニツ灣結氷する時はソロウ井ヨフカより直ちに馬橋を驅ることを得べし

六、大泊、アラクリ間の道路 大泊より南方亞庭灣に沿へる道路に

してコルサコフ、メレヤ間、チピサニ、アラクリ間各三里は車馬通ずれどもメレヤ、チピサニ間五里の海岸は岩石突出せるを以て干潮の時に非ざれば馬を行るべからず此の沿道は漁場多く舟楫の便あるを以て交通頻繁を極むるに至るべし

驛遞及料金 交通不便の急を救はんが爲めに民政署は三十八年九月大泊、ドブキー間に私設の驛遞を認可してより各地に私設する者次第に増加し政府は又之が必要機關たるを認めて相當の補助金を與へ或は官有家屋を貸付し或は二頭乃至四頭の官民馬匹を貸與し一定の命令條件の下に旅人の宿泊人馬の供給に便益を與へたり其條件の大要は左の如し(明治四十一年改正同年十二月一日より實施)
 人馬車等の繼立及び宿屋の營業をなすものを驛遞とし同所には取扱人を置きて手當月額二十圓以内特に指定したる者には補助人夫一人に對し月額金十五圓以内を支給し驛遞所の建物及び敷地は取扱人の

所有又は使用に係るものを充用(但官有建物又は官有地を使用せしむることとなり)するものと定め又驛遞所に配屬使用せしむる土地及び馬匹は(一)敷地は九百坪以内(二)畑地は二万坪以内(三)放牧地は十萬坪以内(四)馬匹は三頭以内と制限し三項四項を交通の状況に依り増減又は配屬せざることあるべく取扱人たる資格は滿二十五年以上の男子にして業務上必要の設備をなすの資力あるもの本島に永住の意志堅實なりと認むるもの身元引受人あるもの等にして故意に郵便電話に關する罪を犯せるもの新刑法の懲役の刑に處せられたる者及び舊刑法の重罪又は定役に服すべき輕罪犯人破産又は家資分散の宣告を受けて復權せざる者等は絶對に取扱人たるの資格なきものとす而して手當の支給を受くる取扱人は一ヶ月二回以内一回の送達荷量五貫目以内送達すべき區間は隣接の驛遞所郵便局又は驛遞所に隣接したる指定官衙に無賃にて郵便物の送達すべき義務ありと規定せり此規定に依

りて私設したる者數十箇所あれども其重なる者を舉ぐれば

大泊ドブキ線 大泊、ミツリヨウスカ、豊原、ノオアレキサンドル、ポリシヨイタコエ、ガルキノウラスコエ、ドブキー
 豊原眞岡線 ダリネエ、瀧ノ澤、大曲、清水、逢坂、眞岡
 大泊アラクリ線 サウ井ナバーヂ、メレヤ、ペールイカーメン、チビサニ、アラクリ、
 大泊オチヨボカ線

等にして人馬車橋賃金指定額は左の如し

賃金種別	馬車馬橋	乘馬	駄馬	摘要
普通一里に付	三〇〇	二〇〇	二五〇	
風雨惡路	三九〇	二六〇	三三五	
夜行	四五〇	三〇〇	三七五	三割増 五割増

乗馬旅行者にして案内者を雇入るゝ時は一日賃銀六十錢馬車馬棧二
 人以上の乗合なるときは三割引普通人夫は一日賃金一圓とす
 宿料は一等一泊二飯一圓二十錢同二等八十錢晝食三十錢乃至四十錢
 なり

樺太里程表

大泊、豊原間

地名	各地間	大泊より
コルサコフ(大泊)	二、二九	二、二九
ベルワバーチ	一、二六	一、〇九
フタラヤバーチ	一、三三	一、三三
トレーチャバーチ	一、三三	二、二六
ソロウイヨフカ	二、二八	五、一八
ミツリヨフカ		

リストウエニーチノエ	一、二二	七、〇三
ホムトフカ	一、三四	七、三三
バリシヤヤエラニ	一、二四	八、三〇
ウラジミロフカ(豊原)	一、二四	一〇、〇八

豊原、ナイオロ間

地名	各地間	豊原より
ウラジミロフカ	一、二五	一、二五
ルコウオエノウオ	一、二五	二、〇四
アレキサンドロフスコエ	二、二六	四、三〇
ベレスニヤキ	一、三三	六、一六
クレストイ	一、一八	七、三四
ポリシヨエタコエ	一、二二	九、一九
マロエタコエ		

樺太及支金

ガルキノウラスコエ

一、二九

一、二九

マロエチキ

一、二三

一、二六

ドブキ

一、〇一

一、二六

ドブキ、ナイオロ間

地名

各地間

ドブキより

ナイブチ

一、〇五

一、〇五

シララカ

一、一五

一、二〇

マヌイ

一、三五

一、一九

マクンコタイ

一〇、三五

二六、一八

シルトル

一四、一七

四〇、三五

ナイオロ

一四、三一

五五、三〇

ノウオアレキサンドロフスコエ、ススヤ間

二里十町

ノウオアレキサンドロフスコエ、プスターキ間
ボリシヨエタコエ、イツノフスコエ間

二里十九町

一里十八町

地名

各地間

ガルキノウラスコエ

ガルキノウラスコエより

ニコライスコエ

一、一九

一、一九

ロマノフスコエ

一、三〇

一、二三

ガザンスコエ

一、二〇

一、三三

ガルキノウラスコエ、ナデジデンスコエ間

地名

各地間

ガルキノウラスコエより

ガルキノウラスコエ

ボクロフスコエ

二、二四

二、二四

ナデジデンスコエ

二、〇八

四、三三

マヌイ、クジエンナ不間

豊原、真岡間

地 名

各地間

豊原より

七里三十二町

ウラジミロフカ

プリチネコ

ダリネエ

瀧ノ澤

大 曲

清 水

逢 坂

真 岡

一、一一

一、〇四

三、二八

二、〇二

三、一八

三、〇五

三、一五

一、一一

一、一五

五、〇七

七、〇九

一〇、三七

一三、三三

一七、一一

地 名

豊原、ルウタカ間

各地間

豊原より

ウラジミロフカ

プリチネエ

トロイツコエ

ウスベンスコエ

ペトロバウロスコエ

第二ワスケレセンスコエ

第一ワスケレセンスコエ

ルータカ

コルサコフ、アラクリ間

一、一一

一、三三

二、〇〇

二、一八

二、一八

二、二八

一、一八

一、一五

二、一一

二、〇八

四、〇八

六、二八

七、一八

八、〇〇

九、一五

地 名

コルサコフ

大 泊

サウイナバーチ

各地間

町

コルサコフより

町

二、二八

一、二三

二、二八

二、〇五

メレン	二、二二	四、一八
チヒサコ	四、二二	九、〇四
アラクリ	三、〇〇	一一、〇四
コルサコフ、トンナイチヤ間		
地 名	各地間	コルサコフより
コルサコフ	六、〇〇	六、〇〇
キムナイ	六、三三	一一、三三
トンナイチヤ	六、三三	一一、三三
コルサコフ、タランナイ間		
地 名	各地間	コルサコフより
コルサコフ	四、〇七	四、〇七
ナグベ	三、一四	七、二一
ルータカ		

タラアンナイ	二、二二	一〇、〇七
真岡、ナヤシ間		
地 名	各地間	マウカより
マウカ	二、二二	二、二二
トマリオロ	二、二二	二、二二
クシユンナイ	七、二二	二九、一一
ナヤシ	四六、〇九	七五、二二

航路 本島と外国との直接航路は明治四十年まで大阪商船會社の日本海航路にて浦鹽元山及び釜山等に航海を開始せしが四十年より大泊に寄港せざる事となりしより浦鹽及韓國に渡航せんには小樽港より乗船せざるべからず北海道函館及小樽に航するには遞信省補助郵船會社定期汽船及び社外船あり本島沿岸の航海は樺太廳補助汽船あり以て地内との連絡を保てり

函館真岡の航路 日本郵船會社は、遞信省より補助を受け汽船二隻にて函館を起點とし小樽大泊九春古丹を経て真岡に航海せり四月は三回五月より十一月迄は一ヶ月五回宛十二月は二回の定期航路の往復をなすべきものとす六月より十一月までは最も頻繁を極むること左表の如し

大泊(九春古丹)定期表

港灣	若後	自	六月	至	十一月	十二月
函館	發前	一日	七日	十三日	十九日	廿五日
小樽	發前	二日	八日	十四日	二十日	廿六日
九春古丹	發後	三日	九日	十五日	廿一日	廿七日
真岡	發後	四日	十日	十六日	廿二日	廿八日
九春古丹	發前	五日	十一日	十七日	廿三日	廿九日
真岡	發前	六日	十二日	十八日	廿四日	三十日
函館	發後	七日	十三日	十九日	廿五日	三十一日

函館樺太線船客賃表

小樽	發後	七日	十三日	十九日	廿五日	三十一日
小樽	發後	八日	十四日	二十日	廿六日	三十一日
函館	發前	九日	十五日	廿一日	廿七日	三十一日
函館	發前	十日	十六日	廿二日	廿八日	三十一日

各等共和食附

小兒運賃十二歳	函館	六、〇〇	一八、〇〇	二四、〇〇
未滿半額四歳未	小樽	二、〇〇	六、〇〇	八、〇〇
滿一名無賃他は四分の一	大泊	一、二〇	四、〇〇	六、〇〇
〇往復切付一、二等に限り發行	真岡	一、八〇	五、〇〇	七、五〇
〇右の外解及通行税一等五十錢二等二十錢、三等四錢を要す	自至	三	二	一
	等級	等	等	等

小樽大泊間貨物運賃表

品名	數量	錢位	品名	數量	錢位
元價取	百石	四〇	米穀 五石未滿	一個	二三
一等品	一才	一〇	酒 大樽 六才	一個	四八
二等品	同	一〇	同 中樽二才六分	同	二二
三等品	同	九	醬油 同	同	二二
四等品	同	九	味噌中樽三才五分	同	二八
五等品	同	八	同 中樽二才六分	同	二二
豚 十貫目以上	一頭	二、八〇	小荷物 一才以下	同	一八
同 十貫目以下	同	二、〇〇	同 二才以下	同	二四
羊、犬	同	二、〇〇	同 三才以下	同	三〇
貓、狎、小犬類	同	一、〇〇	魚菜漬物大樽六才	同	四六
米穀 五石以上	百石	四、五〇	魚菜漬物中樽二才六分	一個	二二

酢 中樽二才六分	一個	二二	半紙 六貫入四才	一個	三三
酢德利二本併一才九分	同	一五	塵紙四貫入二才六分	同	二二
燒酎同八本併一才五分	同	一三	判綿 十二貫目十二才	同	七二
麥酒四打八四才	同	三三	綿布團 十貫目十才	同	六〇
麥粉五十斤入一才二分	同	一〇	素麵 函一才二分	同	一〇
砂糖中樽四才五分	同	三六	同 函二才	同	一六
同 蕙包三才三分	同	二八	油 中樽二才七分	同	二二
同 玉子中樽三才五分	同	三二	油 小樽四併一才一分	同	九
同 函二才	同	一八	薩摩芋俵六才以上	同	三八
硫酸 函五才	同	六四	粟叭 十貫入六才六分	同	四二
壘 二枚併六才	同	三八	洋釘樽十六貫入三才三分	同	二〇
壘表 十枚併三才	同	一九	叭筵 十枚併三才六分	同	一八
薄緣 十枚併四才五分	同	二九	卷筵 同三才	同	一五

石灰	吹二才七分	一個	一七	小鋪四貫以上八貫以下	一個	二二	
鹽	三斗八二才二分	同	一四	同八貫以上十二貫以下	同	三三	
戶襖障子	二枚並三才三分	同	三〇	早切五本拵七才	同	三九	
板	六分一間一才九分	同	一二	空函	二才	一〇	
鯨釜	二十才	同	一、三〇	實子繩、棕柁繩	一才	七	
白銅貨		百圓	五〇	草履、草鞋、蓑繩、木皮類	一才	五	
新銅貨		百圓	一、〇〇	野菜類	一才	七	
活馬		一頭	二、〇〇	石炭	吹入	一噸	一、五〇
活牛		同	六、〇〇	石材	一箇二才以下	百石	五、〇〇
荷車	一輛二十五才	一箇	一、六〇	紙幣		百圓	二〇

沿岸各地の航路 樺太廳の命令航路にして汽船二隻あり一は約千噸にして五月中旬より十月まで小樽を起點とし亞庭灣内及び東海岸各地に寄港し海豹島に達する航路を往復し一ヶ月三回以内の航海を

なさしむ一は約二百噸の汽船にて四月中旬より十月まで小樽を起點とし海馬島及西海岸各地に寄港しナヤンに達する航路を往復し一ヶ月約三回の航海をなさしむ大泊より外海東西海岸には西谷回漕店にて灣内東西廻りは鹽谷回漕店にて命令航海をなせり今各線の海里の年々多少の變更あるも發着及び賃金表を掲載せん

樺太海里表

東海岸線

港灣名	各地間	港灣名	各地間
コルサコフ	コルサコフ	シララカ	コルサコフ
アラクラリ	二五	ナイ、オロ	二七
トンナイチャ	九六	シス、カ	七八
サカイハマ	四八	海貂島	一〇
コルサコフ、海豹島間直航	一六九		七五

船名

樺太廳命令航路

東海岸線

小樽	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日
發	一	二	三	三	三	四	四	四	四
着	一三	一四	一五	一五	一五	一六	一六	一六	一六
發	二二	二三	二五	二五	二五	二六	二六	二六	二六

海豹島發

海豹島	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日
發	六	七	七	七	七	八	八	八	八
着	二七	二七	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
發	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

(十月末日まで)

船名

西海岸線

シララカ	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日
發	四	四	五	五	五	六	六	六	六
着	一六	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
發	一八	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九

ナヤシ發

トシナイ	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日	發着日
發	八	八	九	九	九	一〇	一〇	一一	一一
着	一九	一九	一九	一九	一九	二〇	二〇	二一	二一
發	二七	二七	二七	二七	二七	二八	二八	二九	二九

(十月末日まで)

沿岸各地の航路

海馬島	着	二	二	一九	一九	イクスンナ	着	五	五	二二
オコー	着	二	二	二〇	二〇	ノダサン	着	五	五	二二
眞岡	着	二	二	二〇	二〇	眞岡	着	五	五	二二
ノダサン	着	三	三	二〇	二〇	オコー	着	六	六	二四
イクスンナ	着	三	三	二〇	二〇	海馬島	着	六	六	二四
ウシヨロ	着	四	四	二二	二二	ノトロ	着	七	七	二五
ナヤシ	着	四	四	二二	二二	小樽	着	七	七	二五

通信

其の外陸軍の御用船はコルサコフ又はマウカと小樽との間を往復して軍需品を輸送し又樺太廳の密獵監視船は東海岸を絶えず巡航せり社外航は函館又は小樽の間を來往し四五月頃より十一月の交は最も頻繁なり

渡船料は河幅の大小に依りて差異あれど大抵五十錢以下十五錢迄牛馬一頭に付五錢乃至二十錢の割増を徴せらる

通信 本島の港灣は冬季結氷の爲めに鎖され内部は山嶽重疊して通信機關の設備は不完全たるを免かれざれども我領有に歸してより郵便電信電話を架設して通信の便を圖り露領時代とは全く面目を一新するに至れり今最近の状況を記せんに

郵便本局は豊原に在りて樺太廳長官の管理に屬し普通郵便の全部を開始せり支局は大泊久春内ガルキノウラスコエシララカシスカナヤスルータカ海馬島眞岡ノトロの十箇所に設け漸次増設の準備中なり

通信
 大泊豊原間は毎日一回汽車便豊原ガルキノウラスコエ間は隔日一回
 回人夫を以て遞送し其他も亦隔日乃至一週間に人夫送り或は便船送
 りとせり然れども冬季結氷の時は眞岡に陸揚したる郵便物を約十七
 里の山道を越えて大泊又は豊原に遞送せざるべからざるを以て其困
 難と不便は想像の及ばざる所なり
 明治四十年中の統計に依れば函館との通信最も頻繁にして如何に漁
 業上の關係深きを知るべし

月次	發信	着信
一月	六一三	七二八
二月	七〇九	一、〇四九
三月	九四〇	一、四七六
四月	一、二四七	一、八二三
五月	一、二一四	一、五八九

月次	内地、臺灣、樺太相互間小包郵便料金	内地、臺灣、樺太へ輸送又は還付することを得ず内地臺灣樺太間には普通小包の交換をなさず内地臺灣樺太間
六月	一、四四三	一、八〇六
七月	一、七三五	二、〇八九
八月	一、二三四	一、四六二
九月	七三四	一、一三六
十月	六九六	一、〇三六
十一月	六〇五	八三五
十二月	七四二	八二〇
計	一一、四五二	一五、八四九

二百匁迄 四百匁迄 六百匁迄 九百匁迄 一貫二百匁迄 一貫五百匁迄
 三十八錢 三十五錢 四十錢 五十錢 六十錢 七十錢
 一貫五百匁以上の小包郵便物は臺灣及樺太へ輸送又は還付することを得ず内地臺灣樺太間には普通小包の交換をなさず内地臺灣樺太間

通信
互間に交換するは單に小包と表記するも書留小包として之を取扱ふ
公衆電報は元と守備隊通信所にて取扱ひしが今は到る所の郵便電
信局にて取扱ふ電報料は内地より樺太迄は内地間の三倍にして樺太
より内地へは普通の料金なり冬季交通杜絶の時は大泊宗谷間の海底
電線に依りて僅に内地と通信し得べきのみ
電話は大泊、豊原、ガルキノウラスコエ及びビノトロの各郵便局に架設
せられ大泊、豊原二市街は四十年五月より大泊、豊原、ガルキノウラスコ
エ間は同年八月より通話事務を開始せり登記料、電話料、呼出料等左の
如し

種別	單獨及共同線加入	連接加入	名義書換料	甲ハ大泊
甲	金二十五圓	八圓	七圓	乙ハ豊原
乙	金十五圓	五圓	五圓	
丙	金十圓	三圓	三圓	

電話使用料年額

種別	單獨加入	共同線加入	連接加入
甲	八十四圓	六十圓	
乙	七十二圓	五十四圓	三十六圓
丙	六十圓	四十八圓	

通話區域、電話呼出料

加入區域外通話區域

一通話電話料

一回呼出料

大泊 豊原間	三	十	錢	二	十	錢
豊原ガルキノウラスコエ間	三	十	錢	二	十	錢
大泊ガルキノウラスコエ間	五	十	錢	二	十五	錢
				三	十	錢

第八章 樺太の漁業

本島は世界三大漁業場の一として國家の生産上多大なる關係を有す
樺太の漁業

邦人出漁の沿革

るのみならず世界の魚類供給上重要視せらるゝ所なるを以て最近の漁況を報ずるに先立ち本邦人出漁沿革の大要を述べし

邦人出漁の沿革 本邦人の樺太に渡りて始めて漁業を経営せしは何年代なりしや詳かに知るを得ざれども往昔北海道の魚族群棲は今日に倍進したれば松前藩にて北海道に勢力を得ざりし以前に既に津輕、南部、秋田其他諸地方の人民此所に移り漁業に従事するもの多く漸々北進して宗谷海峡を渡り遂に樺太亞庭灣に到りしものならん後松前藩の蝦夷を領して本島をも管轄するに至りてより寶曆二年に藩自ら久春古丹外二箇所に漁場を開き寛政七年に漁場受負人伊達林右衛門栖原角兵衛の二人トウブツにて漁業を営み其他の日本漁業者も同藩の許可を得て大低春季に出漁しアイヌを使役して漁業に従事し初秋の候歸航して漁獲物は松前にて内地人に賣捌くを定例とせり然れども當時の収益は微々たるものにして藩自身も餘り重きを措かざり

しものゝ如し、今天保二年中有司の上書は當時漁業の一斑を推測するに足るべきなり

樺太島五ヶ年平均高

鱒 一万二千石
 鱈 三千石
 合計 一万五千石

右賣捌高凡一石一兩の見込にて一万五千兩程
 此入用内譯

金千五百六十兩 運上金
 金四百兩程

當所入用勤番并役人中仕向

右は此迄蝦夷地諸場所受負人共より領主役人并場所に勤番の者へ付届等いたし漁業所得の厚薄に不拘先前仕來處過不及有之又勤番のもの共直に支配人等へ引合候には自然不取締の義も相生候哉に付昨年以來改革致候蝦夷地總場所平均の上領主役場へ運上金同様右集り金を以て役人并勤番のもの手當に割合相下げ候様取極め候

邦人出漁の沿革

邦人出漁の沿革

哉の趣にて當島の義は前文の通り別段金四百兩仕切金と相唱差出候哉の由

金五千兩 支配人番人給扶持其外手當金

金八千兩 大小船并漁撈諸道具働蝦夷手當冬分撫育方總體入用

合計 金一万三千兩

殘金二千兩程 請負人金所得

但出荷物高石一兩之見込に候へ共近來相場引上げ居候に付其金利も可有之哉の趣

右五ヶ年平均凡一ヶ年漁業出石高にて領主收納千五百兩餘に候間
迎も領主の手配にては御取締筋自然等閑の義も出來可申尤御料に
相成候上は是迄役人並勤番のもの等へ相賜り候分は全御收納の内
へ相加へ其外山丹交易並長崎俵物煎海鼠等迄並入仕候へば可成御
備向も相立其上前文墾開伐木鐵坑石炭等は勿論都て土地に應じ有

用の品物御仕立有之候上は御益筋も不尠様罷成可申哉尤宗谷シヤ
リ其外御固の義御治定の上ならでは御見据もしかと相立兼可申候
へ共當島の義は差向御手数數不被爲掛御捨置に不相成候様簡易の御
仕法可然哉と奉存候間見込の趣申上候以上

堀 織 部 正

村 垣 與 三 郎

明治三年三月開拓使樺太支廳は東海岸サカハマ、ヒガシシラオロ(今
のシラ、カ)の二箇所又西海岸ニシシラオロ(今のシラオロ)ウシロヨ
の二箇所即ち全島に四箇所の官設漁場を開き一面には民業漁場開設
の方法を許せしかば明治七八年の頃には東海岸にては北の方テルベ
ニヤ灣内のシツガを始めとし南してワレ、ヒガシシラオロ更に南進
してサカエハマ、ヒガシトンナイ(今のトンナイチヤ)の五箇所亞庭灣内
にてはトウブツ、チベサニ、ルウタカ、ウルナ、レヤトマリの五箇所、西
海岸にてはシラヌシ、ニシトンナイ(今の真岡)ニシシラヲ、ウシロヨの四箇

邦人出漁の沿革

邦人出漁の沿革

所合計十四箇所の漁場あり中にも伊達栖原兩家にて經營したりしニ
 シトンナイ其他の漁場の如きは規模頗る宏大にして日本風の大家屋
 軒を並べて建設せられ金色燦爛たる菊花章を印したる殿堂も建てら
 れ西トンナヤ領のみにても鯨と鱈の輸出各五六千石に達し逐年好況
 を呈しつゝありしに明治八年九月千島樺太交換の條約成立して邦人
 出漁を廢止せしむることの説あるや俄然本邦漁業者に一大恐慌を來た
 し多年資本を投じて經營せし漁場を全く拋棄せざるべからざるに至
 り當時松川辨之助佐藤和右衛門の如きは明治以前より樺太漁業經
 營に關して大なる苦心をなし貢獻する所亦尠からざりき殊にチビサ
 エよりチビサエ湖の運河工事を完成し更に又チビサエ湖とトンナイ
 チャ湖の連絡堀割工事を起さんごせしが交換條約成立と共に空しく
 中止して遂に本土に引揚ぐるの不幸を見たり
 明治九年三月二日大政官布告にて露西亞と交換相成候樺太島に於て

邦人出漁の沿革

從來漁業を營み居るものは引續き營業苦しからずと達して交換當時
 に政府は我漁業家より徵せし漁業斷念書なるものを取消したるを以
 て再び出漁したるは營業主十三名漁夫五百三十人漁場十六箇所網二
 十六統に及びて前年に比し幾分か増加の氣勢を示し其後七年間露政
 府は何等の課税なくして我漁民の營業を黙過したるに十六年五月露
 國は漁業税法を發布して重税を課するに至りしかば茲に再び本邦漁
 業家の大頓挫を來すこととなり當時我が漁場數三十網七十一統の多
 きに達せしが漁獲物一ブードに付露貨五十哥地稅一留薪稅三十哥々
 賦課する事となりしより到底其重税に堪へずとてコルサコフ駐在本
 邦領事より露國地方廳に向つて其不當を極論したる結果露國も其錄
 を納めて兎に角同年丈は樺太島南部各漁場稅として露貨五百五十留
 南部長官の漁場巡回費として百留を納付することとなりなれり翌十七年
 は水産物の價格下落して到底收支償はざれども漸く事を辨じて出漁

邦人出漁の沿革